

第6章 整備の理念と基本方針

本章では、本計画の元となる整備の理念と基本方針について述べる。基本理念と基本方針については、すでに平成2年度に策定した『基本構想』において位置づけられている。平成27年度に策定した『保存管理計画』においても、それを準用し位置づけられているため、本計画においても、基本的にはこれらを踏襲し基本方針とするが、必要な時点修正については一部見直して本計画の中で位置づける。

6-1 整備の理念と目標

<基本理念> (『基本構想』・『管理計画』より)

先人の努力を継承し、特別史跡安土城跡を地域住民はもとより、国民の貴重な文化財として永く後世に伝え、広く活用を図るため、発掘調査も含めて、早急にその実態を解明する調査、研究をすすめるとともに史跡としての特性や立地環境を十分に踏まえた環境整備を進める。

<基本目標> (『基本構想』・『管理計画』より)

「○保護しつつ公開・活用するという大きな前提とし、史跡を文化遺産として最も好ましい状態で保存・活用する。」

- ・保護しつつ公開・活用
- ・史跡として最も好ましい状況で保存・活用

「○単なる地元固有の財産としてだけでなく、国民的な文化遺産として守り活用するために「安土城」のロマンを大切にし、また現在有している城跡としてのイメージを継承しつつ、国民に親しみやすい文化財や歴史的空間づくりをめざす。」

- ・地元固有の財産としてだけでなく、国民的な文化遺産として守り活用する
- ・「安土城」のロマンを大切にし、現在有している城跡としてのイメージを継承
- ・国民に親しみやすい文化財歴史的空間づくりをめざす

「○遺構の整備に当たっては、地下に埋もれた不明の部分を発掘調査し、安土城築城当時の形状を明らかにし、わかりやすい史跡となる整備をめざす。」

- ・発掘調査し、当時の形状を明らかにし、わかりやすい史跡となる整備をめざす

「○史跡地内の遺構はもとより、自然的風土や眼下に広がる城下町と融合した環境を念頭に置き、新しい町づくりを進める。」

- ・城下町と融合した環境を念頭に、新しい町づくりを進める

6-2 整備基本方針

(1) 全体整備方針

整備の全体的方針については、基本理念・目標を基に以下の三点とする。

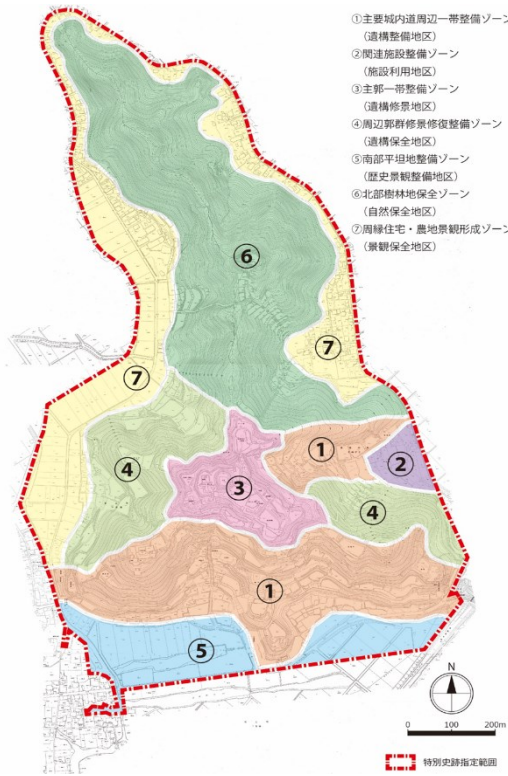
- ◆ 史跡が持つ本質的価値を将来に向けて永く保存する。
- ◆ その価値をさまざまな形で顕在化させ、広く公開活用を図るための整備を行う。
- ◆ 現状の歴史的景観を保持し、周囲の環境との調和を図る。

- ・ 整備にあたっては、『基本構想』・『保存管理計画』に定めた方針を遵守し、過去の調査整備の状況、経過、成果と現状と課題に基づいた知見や手法を検討した上で新たな計画を策定し、順次計画的に進めていく。
- ・ 本計画で整備を進めていく部分は、基本構想等で示されている計画を基に、すでに公開されている地域の未整備部分を中心としながら、新たに公開されていく範囲であることを前提とする。
- ・ 新たな計画については、史跡としての本質的価値を損なわないようにし、その価値を将来に向けてしっかりと保存したうえで、国民、県民、市民、高齢者や次世代を担う子供たち、国内外からの観光客、歴史・城郭研究者など、多様な来訪者が歴史的・文化的価値を学ぶことができるような公開活用をめざした整備を行う。
- ・ 一方、織田信長の菩提、聖地ともなっている現状としての安土城跡の空間性も大切にす
- る。
- ・ 指定地内の本質的価値を損なうような諸施設(土地所有者の財産権を損なうようなものは含めない)については、全体景観の修景とともに長期的な視点で撤去移転、整備を行っていく。
- ・ 追加指定予定地である外堀地区については、今後速やかに追加指定を進め史跡としての保護を図るとともに、公開活用をはかることができるよう調査整備を実施していくと共に、今後予定されている県道2号バイパス建設との調和を図ることとする。

(2) ゾーン別整備方針 (『基本構想』より)

指定地全体の整備基本方針については、すでに『基本構想』において遺構・地形・地質・植生・景観・土地利用・法規制・施設配置・交通アクセス・観光等の特性により区分し、遺構のある地区と遺構の無い地区、活用と保全のバランスを考慮して、以下の7つのゾーン別整備地区(P.10~12 参照)として設定されている。おのおのの整備方針については、「1-5 (3) 先行計画の概要とこれまでの流れ」の中で整備方針を示し、その到達点として実施状況を整理した。今後もこの基本ゾーンを踏襲することとする。その上で、本計画ではこれまでの経過および現状と課題を踏まえて、今後整備が必要なゾーンを中心に計画を策定していくものとする。

表 6-1 ゾーン別整備方針

基本構想におけるゾーニング	本計画で対象とする地区	各ゾーンの整備方針
①主要城内道周辺一帯ゾーン（遺構整備地区）	(1)大手道周辺地区 (4)旧惣見寺・百々橋道地区 (6)搦手道地区	<ul style="list-style-type: none"> ・往時の主要城内道を郭跡と連結する主要利用動線として位置づけ、周辺一帯を整備する。 ・主郭へ通じる道を中心にその沿道の石垣や郭跡を整備する。 ・大手口、搦手口、惣見寺跡等の安土山主要郭跡を往時の姿に復元する。 ・遺構の平面表示、石垣、石階段の復元を行う。 ・主要城内道の特性を生かした整備を行う。
②関連施設整備ゾーン（施設利用地区）	(6)搦手道地区	<ul style="list-style-type: none"> ・搦手口付近一帯を東側(東近江市)の入り口として位置づけた整備を検討する。
③主郭一帯整備ゾーン（遺構修景地区）	(2)天主台周辺地区 (3)主郭部周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> ・天主等城郭の中心部に当たり、遺構の保全を図るとともに、安土城にふれ、学ぶ核的空間として位置づける。
④周辺郭群修景修復ゾーン（遺構保全地区）	-	
⑤南部平坦地整備ゾーン（歴史景観整備ゾーン）	(5)南面内堀・外堀地区	<ul style="list-style-type: none"> ・南側山麓部と一体となって、湖に囲まれていた城郭にふさわしい景観をもつメインエントランスとして位置づける。 ・安土山の前面に当たり、安土川や堀跡(内堀・外堀)、大手門に至るまでの道等の整備を行い、湖水に囲まれていた城郭の景観を創出する。 ・便益施設を、景観をそこなわないように適正に配置する。 ・用地の公有化を図る。
⑥北部樹林地保全ゾーン（自然保全地区）	-	
⑦周縁住宅・農地景観形成ゾーン（景観保全地区）	-	

(3) 整備事業に必要となる調査等に関する方針

- ・新たな発掘調査や文献・絵図等調査など、整備事業を進めるにあたって必要となる基礎調査が必要な場合は調査を実施する。
- ・石垣調査について、従前に得られた測量図や写真等のデジタル化を図る。また、今後の災害等に備え、全石垣のデジタル写真による記録化を図る。
- ・過去の整備記録や図面・写真等をデジタル化し、アーカイブとして公開する。

(4) 個別遺構整備方針

① 礎石・遺構面・石段に関する方針

- ・既整備個所の劣化等の現状を踏まえ、遺構の保存を第一義として公開活用のあり方を整理し、適切な公開活用に資するための整備を行う。
- ・発掘調査を実施した結果を基に、現存する部分が損失しないようにしながら、欠失した部分については、新たに補填するなどして、築城当時の姿に戻す整備を行う。この際には、実物（遺物）と復元物が混乱しないよう配慮する。
- ・礎石については、現状が移動しないようにし、劣化の激しいものについては、露出展示せずに覆土して地下保存を図る。
- ・遺構面については、欠損しないように真砂土透水舗装や芝張等、現地の状況に適した被覆を検討した上で保存を図る。
- ・その他、現状保存、補修、復元等の具体的手法については、各遺構の特性を十分考慮した上で実施する。

② 地下遺構に関する方針

- ・安土城跡の価値を顕在化させるための調査研究および公開活用に資する整備に伴う調査以外の掘削は実施しない。
- ・露出展示による整備以外の地下遺構は、現状のまま地下保存とする。

③ 石垣に関する方針

- ・公開地区内で崩落の危険がある石垣について、来訪者の安全を確保するため、防護措置を実施する。
- ・過去の修理の状況を整理公開したうえで、現状の把握と管理を進めていく。
- ・現存する天正4年段階に築造されたオリジナル石垣が、安土城跡として最も価値を有するものであることから、整備に当たっては、倒壊崩壊等の危険性のあるものを除いて、極力解体修理は行わず、これまでどおり現状で保存することを進めていく。
- ・ハラミ・ズレ・ヌケ・築石のワレ等劣化による損失が著しく現状で維持できないと判断されるものについては、有識者の意見を参考にした上で、優先順位を決めて修理計画を作成し、必要最小限の解体修理等を行う。
- ・保存に当たって必要な欠失部の入れ替え等は、調査結果に基づき適宜行うこととするが、復元的整備を目指す場合、天端・隅等、復元位置や高さが不明な個所や必要でない個所の新規積みは行わないこととする。

④ 地形、縄張りに関する方針

- ・土壌や雨水排水、植生等の現状を把握した上で、史跡の本質的価値と景観を示している地形および縄張り構造を損なわないように、保全方策の検討を行う。
- ・ただし、災害等でき損した部分については復元・復旧を行い、本質的価値をまもりながら、地形の復元を行うこととする。

⑤ 建造物群の復元的整備に関する方針

- ・天主の復元等歴史的建造物群の復元については、「史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準」（令和2年4月17日文化庁文化審議会文化財分科会決定）を遵守し、今後新たな資料が発見されるなど復元に足る文献、建築学、考古学など多方面からの調査や研究が十分になされ、学術的根拠があるものとして位置づけられ、認められるだけの資料的根拠が明らかなもののみを検討の対象とすることとする。学術的根拠が明確となり復元可能となった場合においても、現地で復元するかどうかについては、今後とも慎重な検討を行う。復元整備を行うことができる状態になった場合においても、遺構の破壊が行われないことを大前提とする。
- ・既存の歴史的建造物について計画的な修理を検討するとともに、建造物の保存に影響を与え景観を阻害している樹木の整理を行う。

(5) 公開・活用に関する方針

① 動線計画に関する方針

- ・公開されている範囲には、往時の城内道を園路としている部分と、園路として設定されている部分がある。城内道を園路としている部分については、遺構の保存を前提としながら、見学者が安全に通行できるように整備する。
- ・園路として設定している道は、園路整備が実施されていない部分がある。これらについては、今後整備を実施していく。
- ・動線上には、立ち入り禁止区域と接している部分があるが、現状では人止柵等のデザインや形状、設置場所等の計画がないため今後計画を策定して整理する。
- ・遺構の維持管理や補修工事等に必要な資機材を運搬するための架設路、架設物の設置や、発掘や整備状況の公開を前提とした仮設園路等の設置を検討する。

② 案内・解説等に関する方針

- ・平成に整備を実施した範囲については、案内・解説板が設置されているが限定的である。位置の再検討、統一したデザイン形状等再計画を検討する。
- ・最新デジタル技術を積極的に活用、情報システムを開発・充実させて、具現化しづらい安土城の価値の見える化を図る。

③ 樹木および修景に関する方針

- ・公開区域を中心に、遺構の保存の支障となる樹木、史跡景観等を阻害している樹木、台風等により転倒した倒壊木や繁茂しすぎた樹木などは、植生の状況を調査し、整理した

- 上で、間伐、枝打ち、頭はねなどの整備を行い、修景を図る。
- ・非公開地区については、現状を把握した上で必要な樹木整理を行う。

④ 地域全体における有機的な整備活用に関する方針

- ・外堀地区の未指定地の追加指定を進めるとともに、新設される県道 2 号バイパスの整備に伴う景観や環境の変化を踏まえ、地域のランドデザインの中で、ガイダンス施設や駐車場、トイレ等の便益施設の配置などとともに、史跡として地域全体における有機的な整備活用方針を策定して進める。

(6) 管理・運営に関する方針

① 維持管理の方針

- ・遺構の保存・保全、景観および自然環境の保全、防災上の安全性に配慮したうえで、史跡の環境を保全する。

② 管理・運営の方針

- ・既存管理施設および便益施設等の管理運営計画を検討する。

③組織体制と連携の方針

- ・管理団体である県として、本調査整備計画を実施していくための組織体制を充実させる。
- ・史跡を含む土地全体の財産権、所有権は土地所有者にある。一方、史跡としての保存管理については管理団体である滋賀県が、実際の山全体の管理・運営については、一般社団法人安土山保勝会が実施している。本計画を実施するにあたっては、これらの関係を基本として、十分な連携をとりながら、近江八幡市・東近江市をはじめとする関連関係部局等の連携も図りながらあたるものとする。

第7章 整備基本計画

7-1 整備基本計画

滋賀県では、昭和の早い段階からこれまでにわたって長年、史跡としての本質的価値を顕在化させ将来に向けて継承していくために調査・整備を行ってきた。

本計画は、それを引き継ぎさらに将来に向けて押し進めていくものである。安土城跡の保護と活用は、安土城跡が広大な史跡範囲であるために、一朝一夕になし得るものではない。先人からの意志を引き継ぎながら長期的な視点を持ち、試行錯誤しながら、その成果と結果を反芻して、さらに段階的な調査・整備を進めていくものである。

以下に、項目ごとの計画を位置づける。

7-2 整備事業に必要となる調査等に関する計画

(1) 発掘調査

顕在化しない地下に眠る遺構の性格や状況を知る手立てとして、発掘調査は最も直接的で有効な手法である。一方、発掘調査も破壊行為であり地下に保存され埋蔵されてきた遺構に影響を与えるため、発掘調査については、その必要性、位置、内容について、検討会議等で十分審議したのち決定し進めていくものとする。平成の調査でもこれらの点を考慮し、二つの方針に基づき史跡地内での発掘調査を実施してきた。以下にその考え方を位置づける。

① 整備に伴う発掘調査

これまでも実施してきたとおり、これは公開活用を目的としたもので、整備工事前調査として実施している。整備に伴う発掘調査については、公開活用のために整備を実施する範囲において、遺構の状況を確認し、それを整備に反映させるために実施する。

まず、工事対象地全体の調査を実施し、図面を作成し遺構の保存と公開活用の方法とを検討した上で遺構保護を図ってから整備工事に反映させるための調査と位置付ける実施する。この場合、城内道や一部の礎石等のように遺構の埋め戻しはせず、そのまま現物を露出展示する場合もある。

② 遺構の性格を把握するための発掘調査

これは、埋蔵文化財調査の確認調査として実施しているものである。安土城跡全体の遺構の状況の把握と情報の蓄積等を目指すもので、今後の保存等を考慮し、トレンチ等最小限の調査を心がけ、遺構の破壊を伴わないよう記録化することだけにとどめ、調査後はすべて遺構養生等を施したうえで埋め戻す。(参照：3-2(3) これまでの発掘調査の概要)

【本計画での具体的な取り組み】

- ・従前と同様に、遺構の現状、性格を確認するための調査については、埋蔵文化財の確認調査として実施し、天主台周辺地区等公開活用に伴う整備に必要な発掘調査は、整備計画として実施する。
- ・調査位置と規模については、整備方針・整備計画に基づき、その必要性、位置、規模を十分精査した上で、土地所有者・有識者の意見を求めながら決定し、実施する。



図 7-1 トレンチによる確認調査
(伝本丸跡)



図 7-2 大手道環境整備に伴う
発掘調査の状況(露出)



図 7-3 大手道環境整備発掘調査・整備後の状況(埋戻)

(2) 文献・絵図等調査

平成の調査整備計画の中では、安土城に関する文献資料を収集することを目的に、特別史跡安土城跡周辺である近江八幡市安土町内の主だった文書群を中心に文献調査を実施して報告書として刊行している。戦国時代における安土城、織田信長に関する資料は、基本的に数が少なく、新たに発見される資料も近年では稀なことである。特に、天主に関する重要資料となっている、信長が狩野永徳に書かせたとされる屏風で、ローマ教皇に贈った「安土山図屏風」についても、過去に二度にわたって行ったバチカン市国における現地調査でも発見に至っていない。現在、「安土山図屏風」等探索事業として安土城関連資料の情報収集を行っているが、有益な情報が寄せられた場合は資料調査を実施するほか、今後必要に応じた資料調査に取り組む必要がある。合わせて、『信長公記』や宣教師の記録、「天守指図」などの基本資料については改めて調査研究を行い、「古写真」「絵葉書」などについても資料的価値について再検討を行う。

【本計画での具体的な取り組み】

- ・本計画の遂行にあたり、改めて必要な資料調査が生じた場合は、新たに年次計画を立てて実施することとする。また、基本資料の資料的価値について再検討を行う。

(3) 石垣調査

石垣調査については、平成6年度から平成11年度までの6ヶ年をかけて、基礎資料を得るための悉皆調査を実施している。調査結果は石垣カルテとして、石垣の現状について文字及び略図で記述し保管している。また、その成果については『特別史跡安土城跡石垣調査報告書』I（2001年）として刊行した。（参照：3-2（5）その他の調査）

石垣の記録については、本来的には全山の石垣のカルテを作成し資料として後世に伝えていく必要があるが、現時点では、カルテを作成した地区は八角平より南にあたる安土山南半部にとどまっており、八角平以北については未調査となっている。また、今後の修復を念頭に置いた場合、未調査の石垣を含むすべての石垣について、デジタル写真による記録化を図っていく必要がある。

【本計画での具体的な取り組み】

- ・地震等をはじめとする予期せぬ災害による崩壊や劣化による崩壊等の復旧に備えることと、今後の石垣の全体的な取り扱いを整理するために以下の事を実施する。
- ・これまでの発掘・整備調査によって作成した測量図や写真等をデジタル化し保存を図っていく。
- ・平成に実施した悉皆調査によりカルテ化された石垣については、天主跡・伝本丸跡等の中枢部や公開地域から順次デジタル写真による記録化を図る。
- ・悉皆調査が未実施の地区については、計画を策定し順次取り組んでいき、全石垣のデジタル写真による記録化を図っていく。
- ・織豊期の石垣を有する他の城郭の状況・成果を調査し、相互連携を図る。

(4) 過去の整備記録等の整理

安土城跡の整備工事は古くは昭和6年から始められているが、保管し残された資料の整理や整備工事の報告書刊行については一部を除いて実施されておらず、過去の整備工事の状況を記録化し公開できていない。これらの記録類については、史跡の保存において重要な資料であるため、精査の上で整理し、報告書としてまとめ公開する必要がある。

【本計画での具体的な取り組み】

- ・過去の工事記録を年次ごとに整理し、特に石垣修理についてはオリジナルと積み直し箇所を明らかにしたうえで記録化し、整備工事報告書としてまとめて順次刊行する。
- ・過去の図面・写真等の史料をデジタル化し、アーカイブ等で公開する。

7-3 個別遺構整備に関する計画

(1) 礎石・遺構面・石段に関する計画

石垣以外の城内の主な遺構は、生活面となる遺構面、郭内、門等の礎石、城内道の石段や路面などがある。これらの露出している遺構以外に、地下には様々な遺構が埋没（地下遺構）していることがこれまでの発掘調査でわかっている。例えば、伝二の丸東溜などで見つかっている建物が焼損した痕跡、伝本丸跡の水溜石榦などの遺構、伝煙硝蔵跡の瓦集積遺構などである。

露出している遺構について、これまでの整備方針の下では、公開活用する範囲においては、個々の遺構の状況に合わせて保存と表現に関する手法を検討し実施してきた。しかしながら、既整備地区において、長年の風雨による劣化や、多数の見学者の踏み荒らしによる損傷により、露出している遺構へのダメージが大きくなりつつあることが判明している。

また、現地で実物と復元物の見分けがつかないため来訪者に混乱が見られるとともに、保存と活用それぞれの在り方の中で維持管理にも混乱が見られる。

以上のことから、現状と課題を受けて、保存と活用の考え方を整理したうえで、遺構保存の大前提に立ったうえで整備手法を再検討することとする。

【本計画での具体的な取り組み】

- ・既存整備範囲の現状を分析し、各地区の遺構ごとの特性を鑑みながら、礎石、遺構面、石段等が移動、劣化、損傷しないような遺構保存を大前提とする整備手法を検討したうえで、保存と公開活用のバランスが取ることのできる整備案を実施計画で策定し実施する。
- ・公開活用にあたっては、実物と復元物が混乱しないような取り扱いを検討し実施する。



図 7-4 建物礎石の露出公開
(伝本丸跡)



図 7-5 石段の露出公開
(天主台穴蔵入口)



図 7-6 建物礎石の復元公開
(伝羽柴邸跡)

(2) 地下遺構に関する計画

【本計画での具体的な取り組み】

- ・地下遺構については、原則として地下保存とするが、天主台周辺地区等で調査整備を実施した遺構については、公開活用を図る。

(3) 石垣に関する計画

安土城跡は、城の縄張り普請のほぼ全体が石垣で構築されている。総石垣であるため、石垣の総数はかなりの数に上る。形状についても、施設部位ごとに高さや形状、築石の大小を含めて多種多様なものがある。400年を経てなお堅牢で損傷の無いものも数多くあるが、廃城後の破城と考えられる天端崩しや隅落としなどの人為的な破壊や、その後の自然落下、崩落などによる損傷も多数見受けられる。昭和の時代には、伝本丸跡を中心とした場所で解体修理や新規積みなどが、穴太積みだと位置づけて石工栗田万喜三氏により行われているが、時代性により発掘調査は行われておらず、実測図や写真といった記録も曖昧で、修理は現場合わせて行われているのが現実で、構築時のオリジナル性が失われている部分が多々ある。このような状況を受け、平成の整備では、構築時の石垣を大切に保存していくことを基本とし、崩落の危機に瀕する石垣以外の解体修理は行わないこととしてきた。公開活用範囲についても、その形状や天端位置などが不明なものなど真実性・完全性に欠けるもの、紛らわしいものについては、新規積みを行わず現状の姿で保存することとしている。本計画においても、この基本方針を踏襲するものとする。

【本計画での具体的な取り組み】

- ・公開地区の石垣については、日常的な維持管理としては、これまでどおり見廻りによる目視での状況観察を続けるとともに、必要に応じて雑草・支障木の除去等を実施する。
- ・公開地区で日常管理や石垣調査等で崩落の危険性が見受けられた場合、公開地区においては来訪者の安全を確保するため、立ち入り制限や整備が可能かどうかの判断をした上で、解体修理工事を実施するまで、石垣保護ネットの設置を行うなど防護措置を講じる。
- ・解体修理の順位については、石垣調査の結果を基に、崩壊度合の緊急性・危険性を判断して計画性を持たせて進めていく。
- ・解体修理の必要性があると判断した場合は、有識者の意見を聴取するなどして修理の規模と方向性を検討した上で解体修理を実施する。
- ・整備対象地域において史跡の本質的価値を付加し、向上させるために必要となった場合の復元整備については、構築時のオリジナル性を大切に保存していくことを基本とし、有識者の意見を聴取するなどして学術的に復元可能な部分のみを実施する。形状や天端位置などが不明で、真実性・完全性に欠ける紛らわしいものについては復元を行わない。



図 7-7 解体修理必要石垣
(摠見寺跡)



図 7-8 石垣整備事例
新規積みによる整備(大手石塁)



図 7-9 石垣整備事例
土嚢充填による構築時石垣保護
(伝羽柴秀吉邸跡)

(4) 地形、縄張りに関する計画

山城の縄張りは、造作により自然の地形を改変することで作られている。山の頂や山腹の斜面、麓などの自然地形を切盛して、郭となる平坦地や石垣の基礎部が作られ、そこに人工構造物として建造物等の城郭施設が配置される。城としてのこれらの地形や縄張り全体が保存されるべき遺構となるため、史跡としては山全体を現状のまま改変することなく保護していく必要がある。そのためには、史跡としての雨水排水の処理と植生の考え方を整理する必要がある。

① 雨水排水

城は自然地形である山に築かれている。山には本来、保水性や排水機能があるものと考えられるが、城が構築されたことにより機能が変化していることは想定できる。築城当時の考え方で排水溝や暗渠といった処置が施されているが、廃城後から現在までの年月により、これらの施設が機能しておらず、近年進む異常気象とも相まって地形全体に影響を与えている箇所が多数見受けられるようになった。その結果、斜面等遺構の崩壊が進んでいる箇所が見受けられる。整備ではこれらの点を考慮して取り組む必要がある。

【本計画での具体的な取り組み】

- ・雨水管理や治水、法面保護等必要な行為については、山全体集水の状況を調査し現状を整理した上で、その情報を基に築城当時の機能を確認し復元もしくは自然工法・人工的な工法等の手法を検討して山全体の地形と治水の保全を図る整備を行う。
- ・公開範囲において、表土が流出して遺構面が露出して保護に影響を与えている部分については、水の流れを把握したうえで被覆盛土や不陸調整などを行い遺構面の保護を図る。伝統工法で修理するが状況に応じて現代工法を取り入れるなど公開整備に努める。



図 7-10 水溜まりの状況（伝二の丸跡入口付近）



図 7-11 雨水による遺構面流失の状況（天主台穴蔵床面）



図 7-12 崩壊の状況（惣見寺土蔵裏）

② 植生

築城当時の山の樹木は建築材を得るためにも、防禦的にも伐木されると考えられている。現在の植生で築城当時に遡るような植生を認めることは出来ない。廃城後に形成された植生については、今後、史跡の本質的価値を保存することを前提にしたうえで、景観や山の保全や自然環境から見た生態系・多様性も重視しながら整理し直す必要がある。

【本計画での具体的な取り組み】

- ・植生調査を実施し、史跡としての植生の取り扱いを決めたうえで、計画的に実施する。
- ・石垣、切岸（斜面や土壌）等、遺構の保護を重視した上で、地形全体の保持ができるような計画として実施する。

7-4 公開・活用のための計画

(1) 動線計画

現在、所有者の意向および史跡の保全管理上の観点から公開エリアと史跡見学ルートを制限している。入り口は、無料区域の大手口周辺から、有料区域入口である惣見寺が設置している受付をスタートとし、大手道直線部、大手道横道部、大手道七曲がり部を通過して惣見寺跡に至る分岐点を通過し、そこから黒金門跡前直線部を経て主郭部の入り口に当たる黒金門跡に至る。そこからさらに伝二の丸跡裾の帯郭を通り、伝二の丸跡・伝本丸跡内を周遊し、天主台に上り、再び惣見寺跡に向かう分岐点に戻り、惣見寺跡を通り抜けて百々橋道を下り、二王門を経て、途中山腹の山道から伝羽柴秀吉邸跡内を通り、元の入口受付に戻るというルートである。史跡の安定的な維持管理が進めば、将来的に新たな地区(主郭外周路や搦手道)の公開が望まれるところであるが、現時点ではこれ以外のルートを公開する予定はない。

この動線の大手道部分では、発掘調査により検出された大手道の遺構をそのまま露出させて使用している部分と、石段の欠失した部分を復元により整備した部分がある。また見学場所では、伝羽柴秀吉邸跡、主郭部内(天主台、伝本丸跡、伝二の丸跡など)、惣見寺跡の見学路と遺構が同じで当時の遺構上を歩く場所、百々橋道のように昭和に設置された石段を園路としている場所、山道を園路として使用している場所がある。

これら昭和から平成にかけて行った整備地区の動線は、年間7万人を超える見学者があるため園路の劣化が激しい。また、道標や誘導看板、安全柵などが十分に設置されていない。本計画においては、改めて遺構の保存の在り方を見直すとともに、見学者の利便性・安全性を考慮した園路整備に取り組む必要がある。

【本計画での具体的な取り組み】

- ・露出展示と復元整備が混在した大手道そのものを園路として活用しているが、遺構保存の観点、利便性・安全性の観点から再整備を検討する。
- ・再整備計画を策定するまでは、維持管理の範疇で修理修復を継続して実施する。
- ・門跡や伝本丸跡、伝二の丸跡、天主台、惣見寺跡など遺構内を通路としている場所では、遺構面の劣化を防ぐため、被覆するなど保護措置のための整備をする。
- ・園路として利用している山道については、足元の安全、防護柵、人止め柵などの仕様を検討し園路整備する。



図 7-13 城内の代表的な園路
(大手道)



図 7-14 遺構内の園路
(伝本丸跡)



図 7-15 山腹の園路 (百々橋
口上～伝羽柴秀吉邸跡)

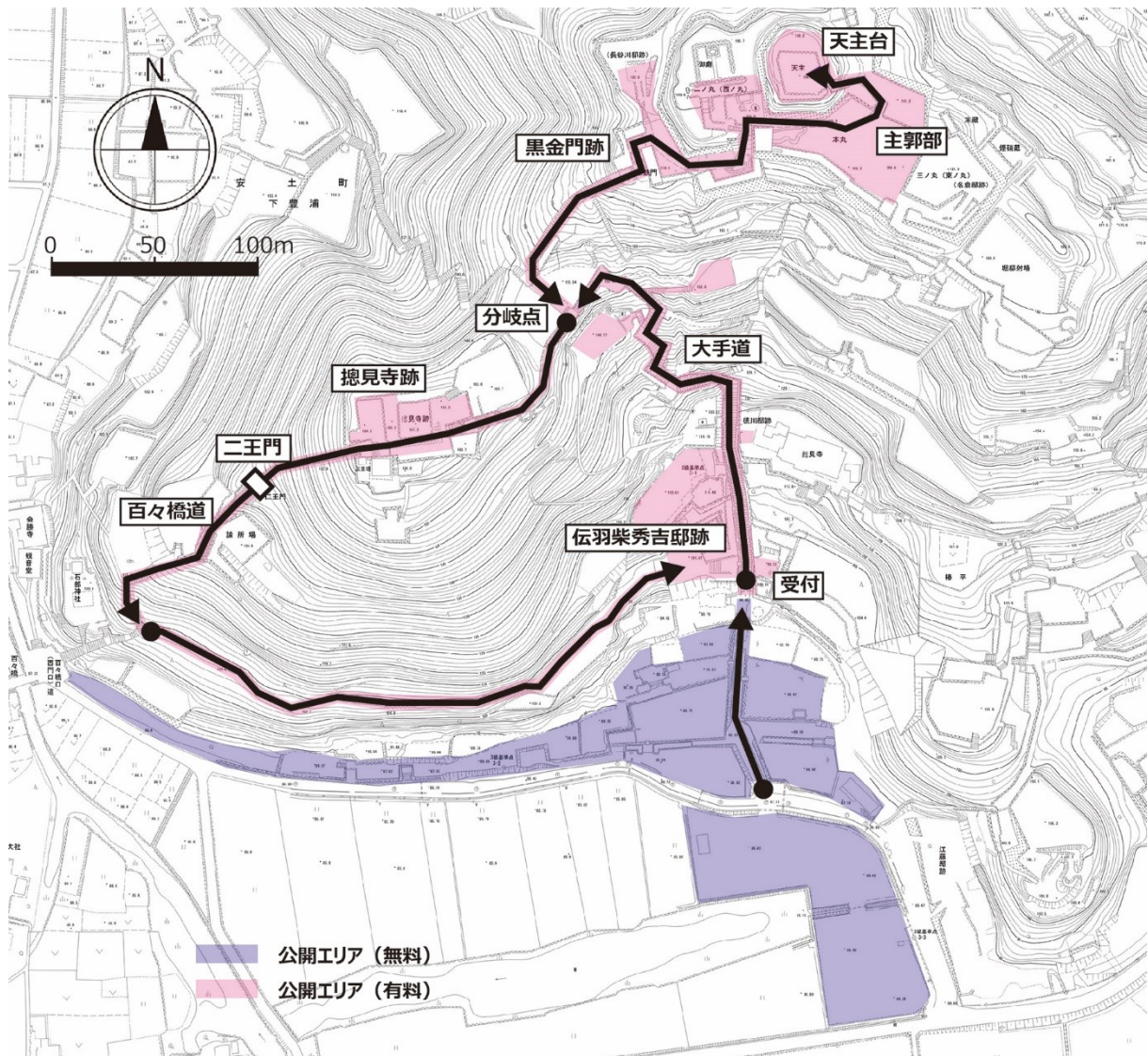


図 7-16 動線ルート図

(2) 案内・解説等に関する計画

来訪者に対する案内・解説には、ハード整備(現地解説板や道標)とソフト整備(パンフレットやマップ)がある。公開地区が限定される前は昭和初期に山中に立てられた屋敷地名(推定)を刻んだ石柱だけであったが、平成の整備では、整備地区用として大手口や伝羽柴秀吉邸跡、伝前田利家邸跡、黒金門跡などに陶板の解説板を設置した。パンフレットやマップなどを作成して配布したことがあるが定着しているものはない。また、既存で設置されている木製の道標、誘導標識や注意喚起の標識などがあるが、全体的にデザイン等が不統一である。公開地区の城内見学路は、強制動線として設定されているが、ルート上に強制的に情報を与えるようなスポットも設定していない。

本整備計画では、あらたに整備していく地区も含めてこれらの部分を改善することとするが、これまでのような解説版を乱立させるのではなく、デジタルによる情報提供を目指すことを基本方針とし、地区ごとの持つ価値の顕在化と、地区同士をつなぎ循環させるような整合を図っていくこととする。

【本計画での具体的な取り組み】

- ・公開活用に必要なサインについては、デザインを統一した道標や案内板等を計画し、新たに設置する。
- ・VR・ARなどのデジタルコンテンツを搭載したアプリケーションを開発し、映像や音声による案内・解説に組み込み、『デジタル技術を活用した「幻の安土城」見える化基本計画』(R4)をベースにして、音声、多言語にも対応した史跡案内を導入する。
- ・アプリでは、一般向けメニューとファミリー・子ども向けメニューを作成し、ゲーム感覚で楽しめるメニューや、マニア向けの情報メニューなどを用意し、現地の史跡の持つ価値とデジタル技術の特性を生かした情報提供を行う。
- ・これに加えて安土城ガイダンス拠点施設としての『滋賀県立安土城考古博物館展示基本計画』(R3)と連携を図った案内を実施する。
- ・新しいデジタルコンテンツによる案内・解説に合わせたパンフレットやマップを新たに作成する。
- ・屋外展示として、史跡全体の地形、本丸の構造、天主台の構造が手で触れて判るような模型を設置する。



(現況表示)



(AR表示)

図 7-17 AR アプリによる遺構の表現事例 (向日市 長岡宮跡)

(3) 植生および修景に関する計画

安土城の遺構は安土山の山頂付近から南側、山の南半分に集中しているが、廃城後は植林がなされ、近代以降も山の北半分は保安林に指定され、さらに全山が琵琶湖国定公園に指定されている。史跡や国定公園として保護されているため開発行為もないが、反面森林としての管理がなされていないため、全体的に自然成長のまま進んでいる。その結果、樹木は自然繁茂により山全体が長年の成長で鬱蒼とした状態となっている。山外から城の形を遠望することはできない。また、逆に山から外景観を見られる場所も限られている。近年、木々は胸高幹回りが大きく茂るものが増えてきており、間伐等がなされず密集しているため、台風等大風雨によって、枝落ちや倒木といった被害も増えている。その状況を整理することもできずそのままの状態で放置されている箇所も多い。近年、土地所有者による枯損木等の伐採など環境保全が一定程度進められているものの限定的であり、広大な面積を土地所有者だけで維持管理するには限界もある。史跡の保全や修景という観点、治山という観点からも全体的な考えの下に、計画的な植生の管理および修景を行う必要がある。

① 日常管理

【本計画での具体的な取り組み】

- ・公開地区では、枯損木、枯れ枝等の整理を行い日常管理に当たる。

② 植生調査

【本計画での具体的な取り組み】

- ・地区として整備対象範囲を決定し、植生計画を作成して今後の取り扱いを決めるため植生調査を実施する。
- ・植生調査をもとに、専門家の意見等をうかがいながら樹木の取り扱い方針・整備計画をさだめる。

③ 石垣や切岸(斜面や土壌)、遺構保護のための植生

【本計画での具体的な取り組み】

- ・植生調査結果および、取り扱い方針に従い、整備地区ごとに遺構に影響を与える樹木を整理(間伐、倒木除去)する。

④ 景観・眺望のための修景

【本計画での具体的な取り組み】

- ・植生調査結果および、取り扱い方針に従い、天主台、伝本丸跡、摠見寺跡の地区を中心として、地形や遺構の保存に影響を与えない範囲で樹木を整理(間伐、枝打ち、頭はね、倒木除去)する。

⑤ 自然環境の維持のため生態系・多様性を守るための植生

【本計画での具体的な取り組み】

- ・非公開地等において史跡の価値や環境の保全を図るための植生を目指す。



図 7-18 礎石を起こした樹木
(伝本丸跡)



図 7-19 鬱蒼とした樹木
(伝本丸跡)



図 7-20 倒木の状況
(黒金門跡北側石塁)

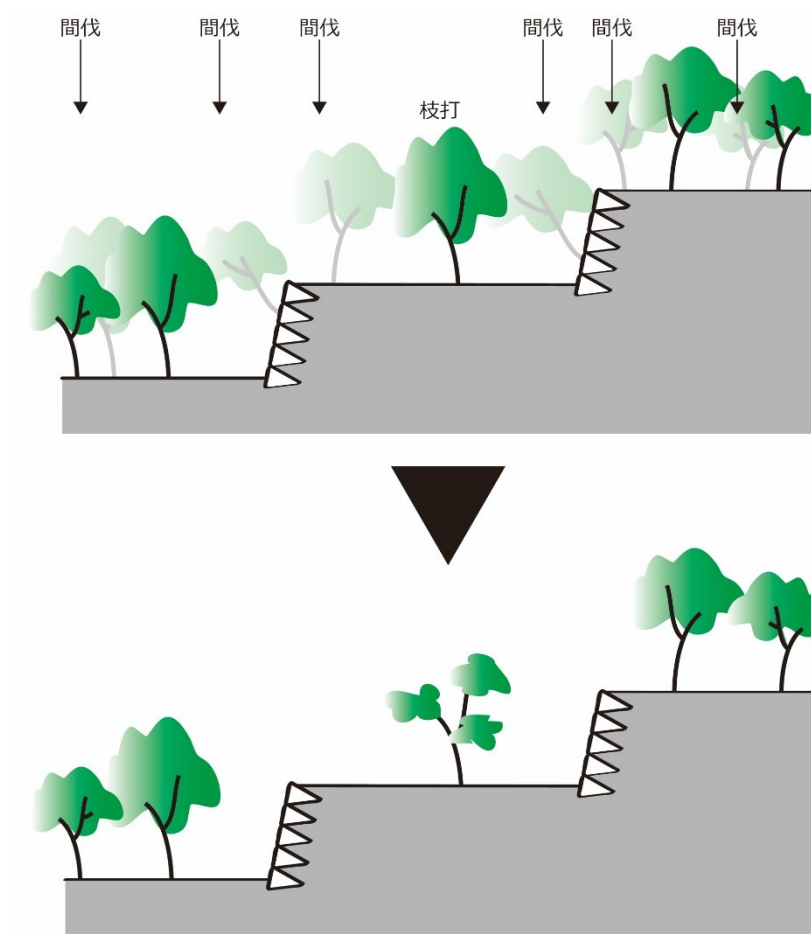


図 7-21 伐木標準図

(4) 地域全体における有機的な整備活用に関する計画

特別史跡安土城跡は、史跡大中の湖南遺跡、史跡瓢箪山古墳、史跡観音寺城跡とともに、近江風土記の丘を構成する歴史遺産のうちの一つである。かつて近江風土記の丘資料館がガイダンス機能を有していたが、現在は後継施設である滋賀県立安土城考古博物館がその機能を有する施設として位置づけられ、開館以来近江風土記の丘の史跡の一つである戦国時代、安土城、織田信長に関する資料の展示を行っている。県では、令和元年から「幻の安土城」復元プロジェクトを開始し、この中で博物館の展示リニューアルのための『滋賀県立安土城考古博物館展示基本計画』の策定や『デジタル技術を活用した「幻の安土城」見える化基本計画』を策定している。いずれも令和8年の安土城築城450年をターゲットとし、博物館は安土城・信長・戦国にテーマを特化した拠点として生まれ変わることをしている。さらに、城下町を含む安土城では、デジタル技術による復元をめざした「幻の安土城」見える化を実施することとしている。近江八幡市では、内藤昌氏の復元案に基づく実物大模型の展示や「VR 安土城」の公開を行っており、安土城に続く城下町遺跡の保護と活用に対して、駅前には城郭資料館、観光案内所などが設置され、文化財の活用を図っている。

安土城跡は、摠見寺という所有者があり、また滋賀県が史跡の管理団体として指定されているが、史跡の所在は、西の近江八幡市と東の東近江市に跨っている。近年、文化財保護法の改正により、地域の文化財は地域で保存し活用していく取り組みが前面に押し出され、各々が策定した「保存活用地域計画」に基づいて、地域の文化財の活用計画を立てて、積極的な活用を実施していくこととされている。本計画においては、所有者を尊重しながら、管理団体である県と当該両市の役割を明確にした上での実施を検討する必要がある。

また、安土城跡の玄関口にあたる南面では、内堀と外堀の間の指定地内を県道2号大津能登川長浜線が走っているが、近年の交通量の増加に伴い拡幅改良工事が計画されている。これについては、開発部局と文化財保護部局との協議の結果、史跡保護の観点から史跡指定地外に新たな道路をバイパスとして建設することとし、その計画が進行している。安土城跡への来訪者の多くは自動車を利用することを考えると、新しいバイパスが建設されることにより安土城跡の前面景観が大きくその環境を変えることが予想される。これらを含めた全体の在り方検討の中で、ガイダンス施設や駐車場、トイレなどの便益施設などを検討する必要がある。

① 「幻の安土城」復元プロジェクトにおける安土城の整備

【本計画での具体的な取り組み】

- ・「幻の安土城」復元プロジェクト(『滋賀県立安土城考古博物館整備基本計画』、『デジタル技術を活用した「幻の安土城」見える化基本計画』)や、近江八幡市文化財保存活用地域計画・東近江市文化財保存活用地域計画と連携した計画とし、各々の役割分担を明確にして実施する。

② 県道のバイパス計画と安土城跡の整備

【本計画での具体的な取り組み】

- ・県道バイパス計画の進捗を見ながら、県と近江八幡市との協議、役割分担に基づき、大手口前広場・内堀・下街道・外堀地区の整備計画を検討する。

③ 駐車場、ガイダンス施設等便益施設等の位置づけ

【本計画での具体的な取り組み】

- ・県道バイパス計画の進捗を見ながら、土地所有者の意見をうかがいながら、県と近江八幡市との協議、役割分担に基づき、来訪者用駐車場、ガイダンス施設などの便益施設等の整備計画を検討する。

7-5 管理・運営に関する計画

管理・運営については、「特別史跡安土城跡保存管理計画」(H28.3)によって、管理の基本方針、方法、運営方法および体制を位置づけている。

管理・運営に対する基本方針としては、

- 総合的管理と活用のための調査・整備体制の構築
- 滋賀県・近江八幡市・東近江市関係各課の連携による保存管理と整備活用の推進
- 地域住民および宗教法人摠見寺との協働による管理運営

が挙げられている。

(1) 架設計画

調査整備事業を実施するにあたって、史跡地内に管理用道路がないため、天主跡を中心とする主郭部がある山頂(標高 196.3m、比高約 109m)では、まず工事に必要な機器・資材を運搬するための架設路、索道、モノレールやそれに伴うヤードなどの設置が必要となる。昭和の整備では山中にトロッキを敷設していた。平成の整備では麓から 3 ルートの索道を設置して実施していた。これとは別に、今後発掘調査や工事状況を公開するためには、仮設物の設置も必要となる。

【本計画での具体的な取り組み】

- ・設置物はすべて遺構に影響を与えないものとして設置する。
- ・山頂への作業用架設通路、荷物運搬用モノレールもしくは索道は見学者と交差しないルートとする必要があるため、県有地があり、勾配の緩い搦手道に設置する。
- ・調査に必要な架設物については、調査計画に則して適宜設置する。
- ・発掘調査や整備工事等を一般に公開するために必要なステージ等仮設物の設置を行う。
- ・架設物、仮設物は、事業計画が終了した時点ですべて撤去し現状に復する。
- ・運営管理に必要と考えられる架設について、今後の検討課題として取り組む。

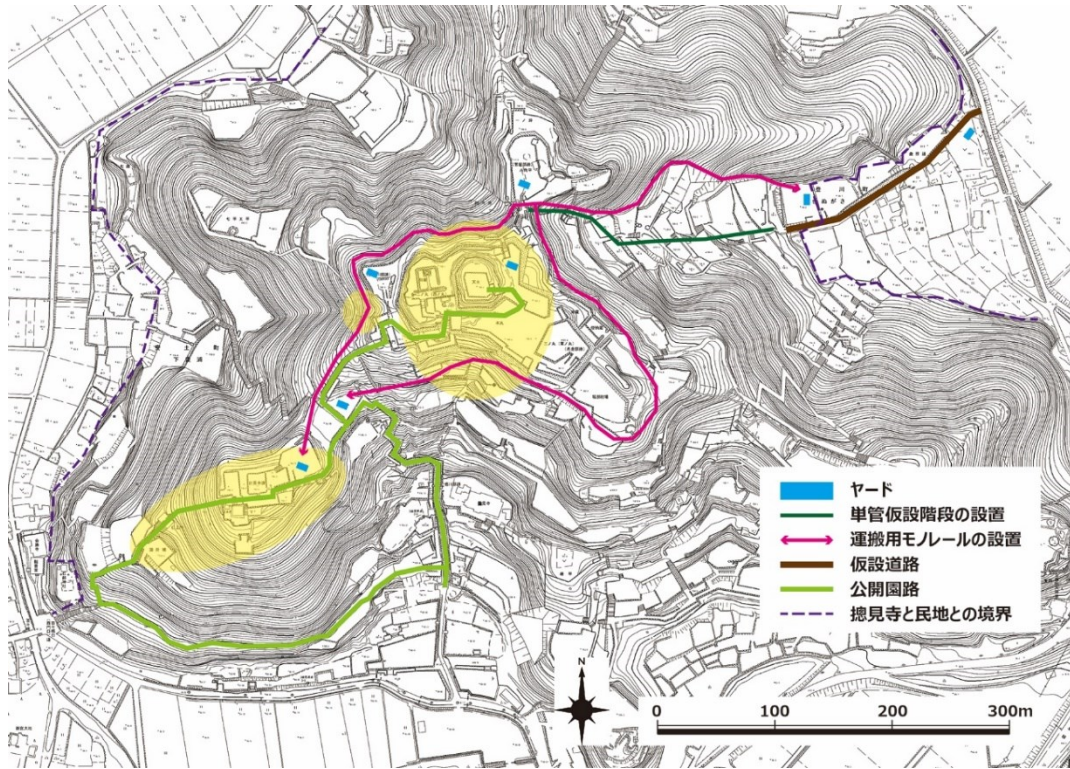


図 7-22 架設設置位置(案)



①



②



③

図 7-23 作業用架設道事例



④

図 7-24 モノレールによる材木運搬

①事業者 Web サイト

<http://a-craft-inc.com/>より引用

②③事業者 Web サイト

<http://sendagumi.com/>より引用

④岐阜県森林研究所 Web サイト

<https://www.forest.rd.pref.gifu.lg.jp/>より引用



図 7-25 石垣修理に必要なカニクレーン
 (メーカーWebサイト <https://www.maesei.co.jp/>より引用)

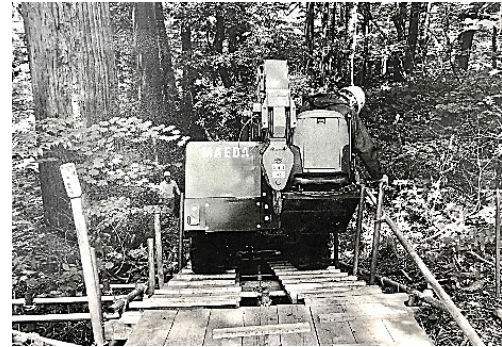


図 7-26 鳥取県大山町史跡大山寺旧境内での運搬例 (写真提供：大山町)

(2) 維持管理

史跡としての通常の維持管理については、滋賀県が管理団体(S3.2.9)となっているため、県が行っている。また、管理業務として、軽微な日常の修理や、倒木や枯損木などの樹木整理については、県が一般社団法人安土山保勝会に委託して実施している。その他、所有者の財産権に関わることについては、宗教法人摠見寺と実務を執り行っている安土山保勝会が行っている。

【本計画での具体的な取り組み】

- ・これまでどおり、通常の維持管理については滋賀県と土地所有者である宗教法人摠見寺によって継続的に実施していく。

(3) 管理・運営

史跡としての全体的な管理とその運営についても、土地所有者宗教法人摠見寺と実務を執り行っている一般社団法人安土山保勝会、管理団体である滋賀県とが行っている。

【本計画での具体的な取り組み】

- ・県は、本計画を完遂するために必要な調査・整備体制について、今後とも課題として認識し、検討していく。
- ・本計画実施にあたっては、国・滋賀県・近江八幡市・東近江市による役割分担を明確にした上で実施する。
- ・宗教法人摠見寺の財産権を尊重し協力を得ながら、管理団体である滋賀県と宗教法人摠見寺が一体となって実施する。

(4) 推進体制と連携

特別史跡安土城跡は、昭和3年に滋賀県が管理団体として指定されている。当時は、戦前ということもあり、強い国の指導体制で保護政策が行われてきたと考えられる。史跡の維持管理としては、滋賀県が全般的にそれを担ってきたところである。近年においては、文化財は地域の歴史を語る遺産として、また地域のまちづくり観光資産として位置づけられ地方自治体主体の活用が望まれているところである。

史跡は国民共有の財産ではあるが、一方、土地所有者がある場合は、所有者の財産でもあり、文化財保護法でも財産権の尊重がうたわれている。また、安土城跡が所在する安土山は、山頂部で近江八幡市と東近江市という行政界に分かれている。

以上の事を踏まえると、本計画の推進に当たっては、これら4者の関係性とおのおのの立場での役割分担が必要となってくる。

一義的には、土地所有者と管理団体である滋賀県の信頼関係が、計画を遂行していくにはなる。さらに、行政のかかわりとして、県と両市との連携が必要となる。また、両市では、地域の関係機関・団体との連携も必要となってくる。

通常の維持管理については、滋賀県と現在安土城跡の維持管理を行っている一般社団法人安土山保勝会との連携のもとに今後とも進められることが大切である

本計画を推進していくには、県の組織体制が必須である。計画の進捗に合わせ、年齢構成を考えた人員配置、技術継承や人材育成に配慮しながら専門分野職員の配置を今後とも進めていく必要がある。

また、適切な保存、整備、管理、活用を進めていくためには、専門的な見地に基づく指導助言が必要であり、専門家による検討会議を引き続き設け、文化庁からの指導助言を得ながら計画を進めていく。

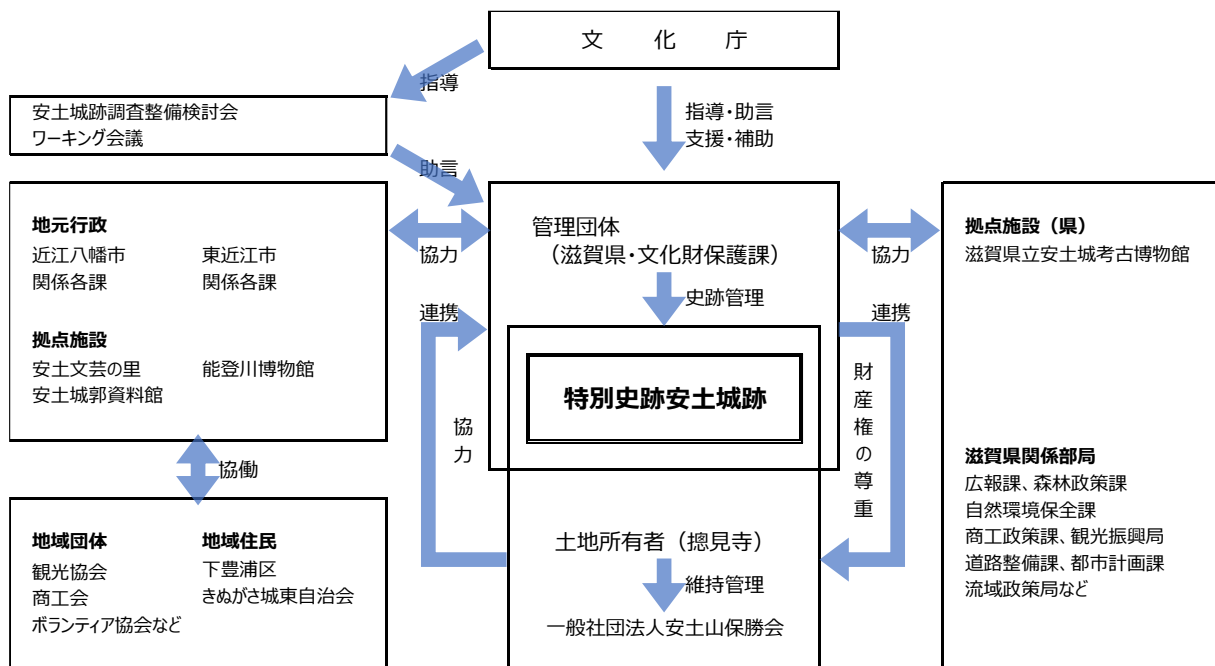


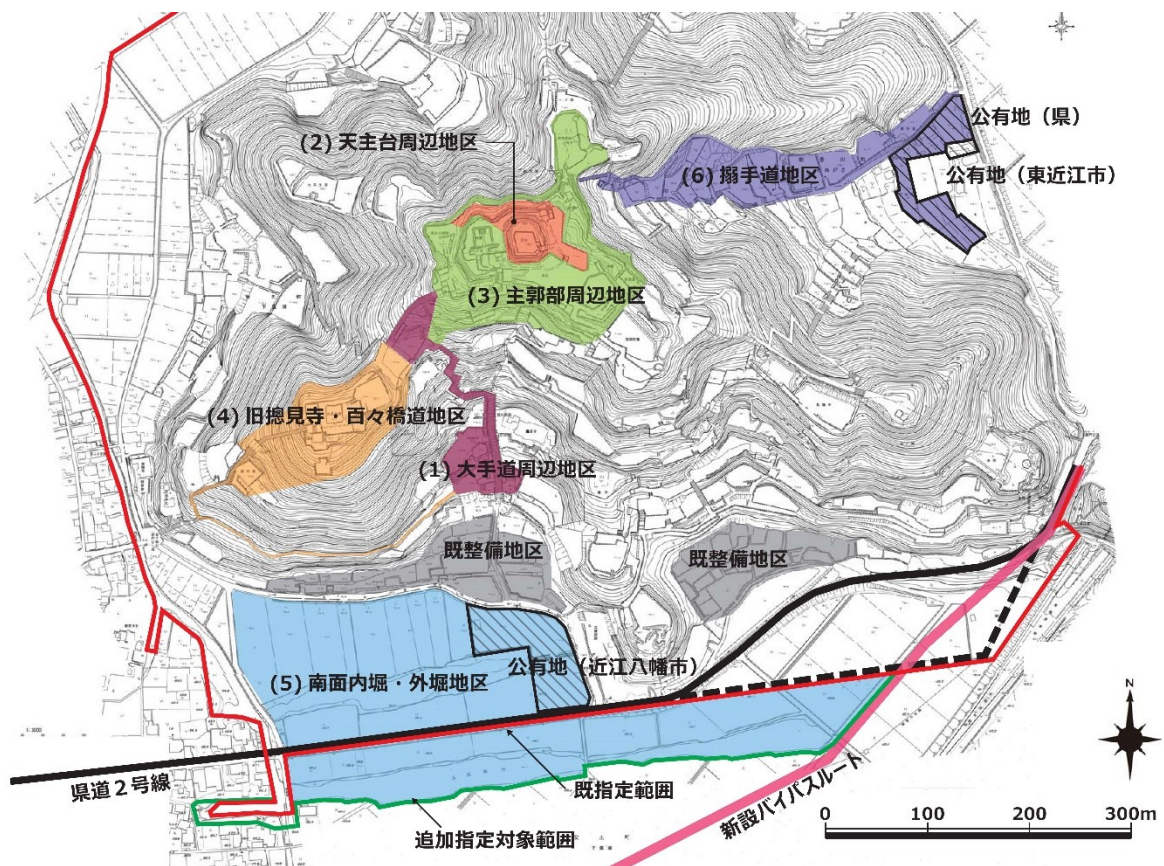
図 7-27 推進体制

第8章 事業計画

8-1 ゾーン別全体計画に基づく地区ごとの事業計画

本計画で取り扱うゾーンについては、すでに『基本構想』で設定しているゾーン(P.12 図 1-5 参照)を踏襲する。

本計画で設定した整備地区は、『基本構想』策定以降、平成の調査整備事業において当初計画していた事業計画のうち未達成の項目の中から現状と課題を精査し、改めて本計画の事業計画として取り組む必要がある地区を対象として取り上げるものである。



(1) 大手道周辺地区（既整備地区の再整備）：【①主要城内道周辺一帯整備ゾーン】

【整備の目的と位置づけ】

当該地区は、平成4年から平成12年にかけて環境整備工事を実施した地区である。『基本構想』では「①主要城内道周辺一帯整備ゾーン」に含まれており、主要な遺構である大手道をわかりやすく表現するとともに、大手道周辺郭群のうち伝羽柴秀吉邸跡・伝前田利家邸跡虎口・伝徳川家康邸跡虎口・伝武井夕庵邸跡・伝織田信忠邸跡を安全に見学できるようルート整備を行うとして実施した。合わせて、伝羽柴秀吉邸跡・伝織田信忠邸跡からの眺望を確保し、現存する石垣の保護と修景を目的として一帯の修景整備を行っている。

【整備の必要性】

平成の整備では、当時の姿に近い形を再現するために、樹木を撤去し、遺構面に盛土し、透水性真砂土硬化舗装により人工面を作り出して、遺跡の中に立ち入って見学できるようにしている。しかしながら、年間7万人を超える来訪者が遺構上を歩くことにより、平面整備による遺構表示や遺構面では経年劣化が進み舗装材の破損が著しく、石段・礎石等の現物展示遺構そのものにも影響を与える結果となっている。毎年、範囲を決めて維持補修を行ってきたが、維持補修だけで全体を保存管理することが難しい状況になってきている。

遺構保護の観点、昨今の公開活用の在り方から、今後は遺構面上を歩かせない、立ち入りの禁止もしくは制限する等の何らかの制限を検討する必要性も考えられる。

また、山水や雨水の排水については、平成の整備では極力当時のものを使用しながら、見えない部分でU字溝や暗渠、集水柵などの人工構造物による強制排水も行っていたが、土砂等が詰まり機能しなくなっている箇所が多数あり、遺構の崩壊につながっている箇所もある。

平成の整備時の考え方や手法では限界が生じていることから、現状の調査等をしっかりと行い、状況と問題箇所を把握した上で新たな整備方針を検討する必要がある。

【本計画での具体的な取り組み】

- ・土壌・集排水等の調査を実施し、現在の状況と問題箇所を把握して整理する。
- ・遺構保護と公開活用の両立を図るため、大手道石段、石敷側溝、伝羽柴秀吉邸跡礎石等現物展示遺構の保護の在り方、見せ方を再検討し、仕様を決めて実施設計を行い、新たに整備する。



図 8-2 月山富田城の事例
出典：「史跡富田城跡整備事業報告書」(安来市教育委員会)



図 8-3 高松城天守台の事例



図 8-4 姫路城の事例

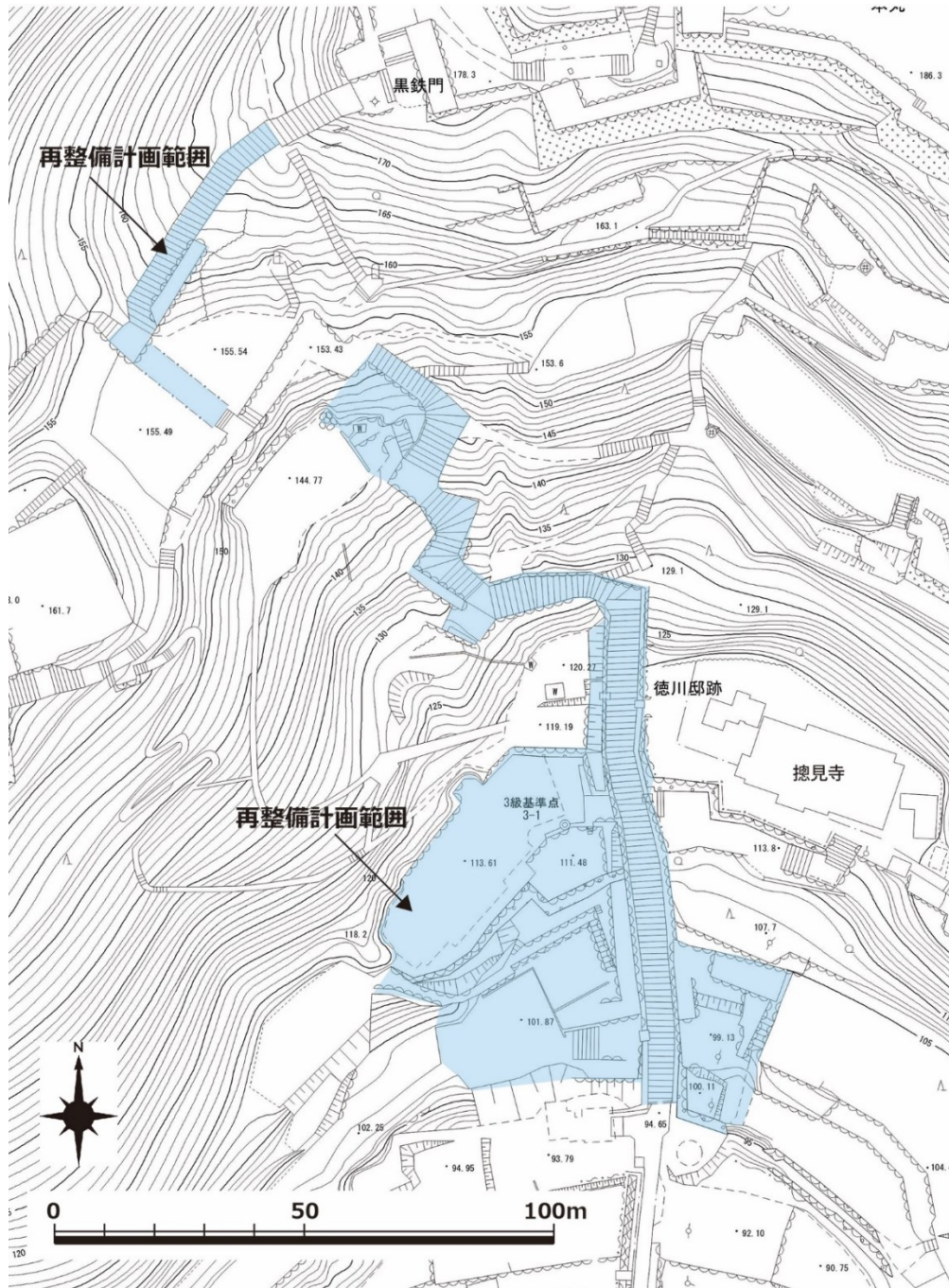


図 8-5 大手道周辺地区整備計画案

(2) 天主台周辺地区：【③主郭一帯整備ゾーン】

【整備の目的と位置づけ】

当該地区は、『基本構想』では「③主郭一帯整備ゾーン(遺構修景地区)」としている。位置づけとして「天主等城郭の中心部にあたり、遺構の保全を図るとともに、安土城にふれ、学ぶ核的空間」としているが、この時点では整備方針には直接的に天主台そのものの整備については触れられていない。

【整備の必要性】

天主台については、昭和15年度に穴蔵(地階)部分の発掘調査、平成10・12年に西面～北西面の隅角部、北西面～北面の隅角部などの調査、平成12年に穴蔵部分の再調査を実施している。しかしながら、天主台全体としては総合的な調査整備はこれまで行っていない。

安土城天主の構造については、天主研究史においてエポックとなるものであり、様々な論が展開されているが、その全体像を調査整備の成果として、完全に把握し正しい姿として公開できていない。特に天主台北半分の石垣は、現在も焼失後のままに埋もれたままである。これらを踏まえて本計画では、発掘調査を実施し、その成果を明らかにした上で、史跡の本質的価値を顕在化する必要がある。

天主台には多い年では年間7万人を超える来訪者がある。また遺構は露出しており、そのまま風雨にさらされている状況であることから、天主台穴蔵の床面や礎石群、石塁上(1階)等の遺構は劣悪な環境にさらされ損耗している。これら遺構を将来に向け保存し継承を図っていくためには、最も効果的な保存方法を検討した上で、適切な公開活用を図る必要がある。

また、天主台の北側には搦手道に向かう虎口(主郭部北虎口)から伝長谷川秀一邸跡に続く主郭外周路があるが、崩壊が著しい。外周路および天主台北側の調査を実施した上で整備し、保全を図る必要がある。

【本計画での具体的な取り組み】

- ・これまで謎に包まれていた天主台全体の姿や構造を明らかにするために、天主台の未発掘部分の調査を実施する。
- ・調査成果を基にして、価値の顕在化を図るとともに遺構保護を前提とした整備を実施する。
- ・公開活用にあたっては、天主台穴蔵の床面や礎石群、石塁部分は、安全対策に配慮した通路や見学場所を設置するなど、実施設計を策定して実施する。
- ・樹木の整理を行うなどして、天主台および主郭部の景観の改善を図る。
- ・歴史的建造物の復元は行わないため、VRやARなどの最新技術を導入して価値の顕在化を図る。

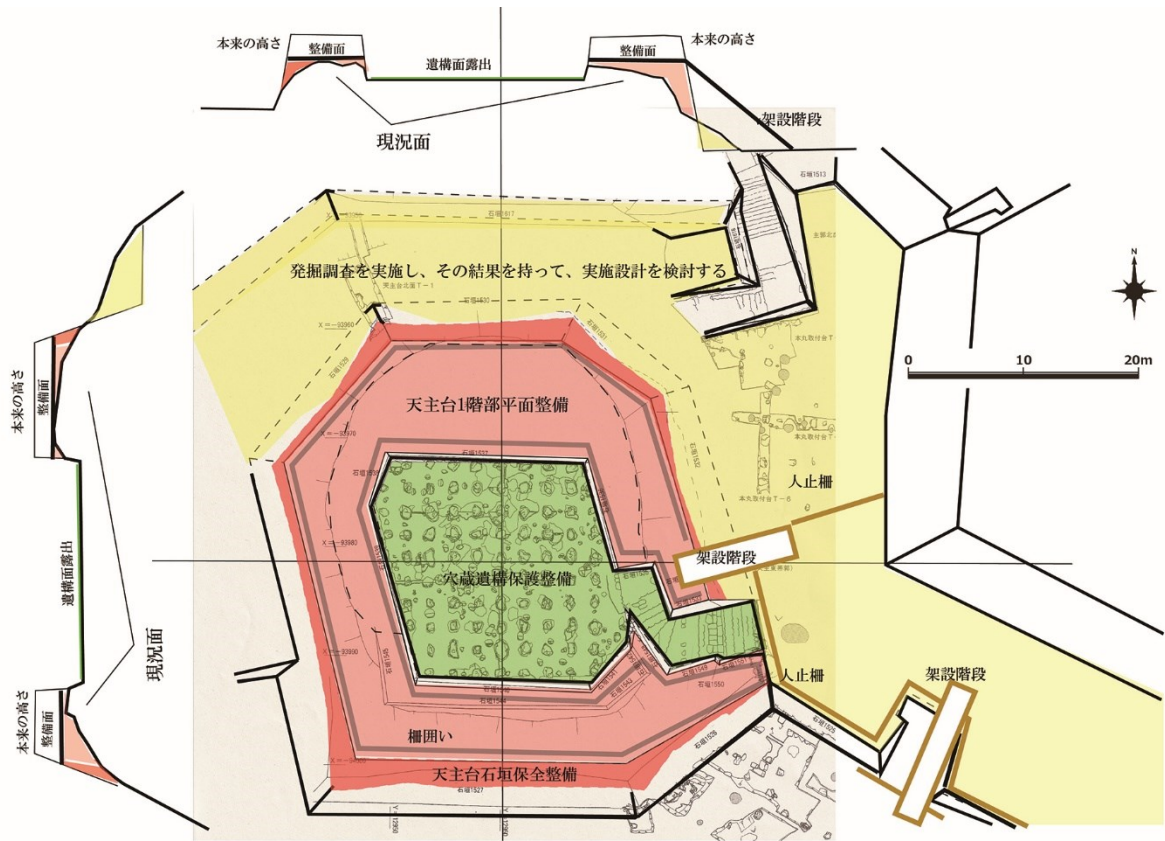


図 8-6 天主台整備計画



図 8-7 天主台穴蔵遺構面現況



図 8-8 天主台東面現況



図 8-9 天主台穴蔵北石塁上面から天主台北面の現況 (除草・灌木伐採直後の状況)



図 8-10 天主台北西面現況 (除草・灌木伐採直後の状況)

(3) 主郭部周辺地区：【③主郭一帯整備ゾーン】

【整備の目的と位置づけ】

当該地区は、『基本構想』では「③主郭一帯整備ゾーン(遺構修景地区)」としている。位置づけとして「天主等城郭の中心部にあたり、遺構の保全を図るとともに、安土城にふれ、学ぶ核的空間」としており、さらに整備方針として、

＜主郭一帯＞

- ・城郭中心部であり、遺構の解明と保護を図る。
- ・郭跡を中心に石垣や建物等の修復を行い、城跡としての環境を整える。
- ・わかりやすい遺構の表示等身近で、学習しやすい場を整備する。
- ・往時の城内道を活用した園路整備等動線網の整備を進め、郭跡を巡れるようにする。
- ・眺望点などで周辺への視界を確保するため、必要に応じ既存木の伐開を行う。

＜八角平一帯＞

- ・憩いや展望等に利用できる場とする。
- ・周辺への視界を確保するため、必要に応じ既存木の伐開を行う。

としている。

【整備の必要性】

主郭部を構成する城郭施設としては、公開地域では伝黒金門跡、黒金門内帯郭（伝二の丸帯郭）、伝長谷川邸跡、伝二の丸跡、伝本丸御殿跡（伝本丸跡）、天主付け台（本丸取付台）がある。非公開地域では、伝三の丸跡、伝台所跡、主郭外周路などがある。黒金門跡から伝本丸跡までの間は、昭和 35～50 年にかけて崩落石の整理、石垣の修理が行われており、現在のような姿として見学することができる。

年間 7 万人を超える見学者が伝本丸跡内を自由に見学できるため、露出している礎石や遺構面に大きな影響を与え、劣化や損耗が進んでいる。また、黒金門跡～伝二の丸帯郭～伝二の丸跡～伝本丸跡の園路では排水処理ができていないため、冠水し雨水で洗われることで遺構面上の薄い覆土の流失（一部では遺構面の流失）が見られる。遺構保護を第一義とした公開活用の在り方を踏まえた整備をする必要がある。

主郭部はかつての信長の居城部分に当たる。その中心にある天主は常に注目をされるが主郭部全体の構造に目が行くことは少ない。その原因の一つは、全体が森林に深く覆われていてイメージしにくい点にある。城下から見ても深く樹木に覆われており、その全貌を容易に感じることは難しい。また、樹木は手入れされておらず巨大に繁茂し、風雨による倒木・枯損木等も整理されないままとなっており、史跡にダメージを与え保全に影響を及ぼしつつある。治山など環境や遺構への影響について十分な検討をした上で、樹木管理を計画的に進める必要がある。遺構のわかりやすい表示、公開活用にあたっての安全対策等も必要である。また、解説板や表示が全くないため、完全性・真実性等、当時の姿等が理解しにくいなどの課題もある。

【本計画での具体的な取り組み】

- ・黒金門跡前から伝二の丸跡までについては、礎石、遺構面の保護を実施し、雨水溜まりの解消等を行う。
- ・伝本丸御殿跡（伝本丸跡）については、遺構面の保護整備を実施する。
- ・伝長谷川邸跡では、大雨等で崩落し法面崩壊が進んでいる西面石垣を修復する
- ・八角平を含む伝本丸跡周辺では植生調査を実施し、修景整備として倒木、灌木の整理、間伐枝払いなどを実施する。
- ・歴史的建造物の復元は行わないため、VR や AR 技術を導入し価値の顕在化を図る。

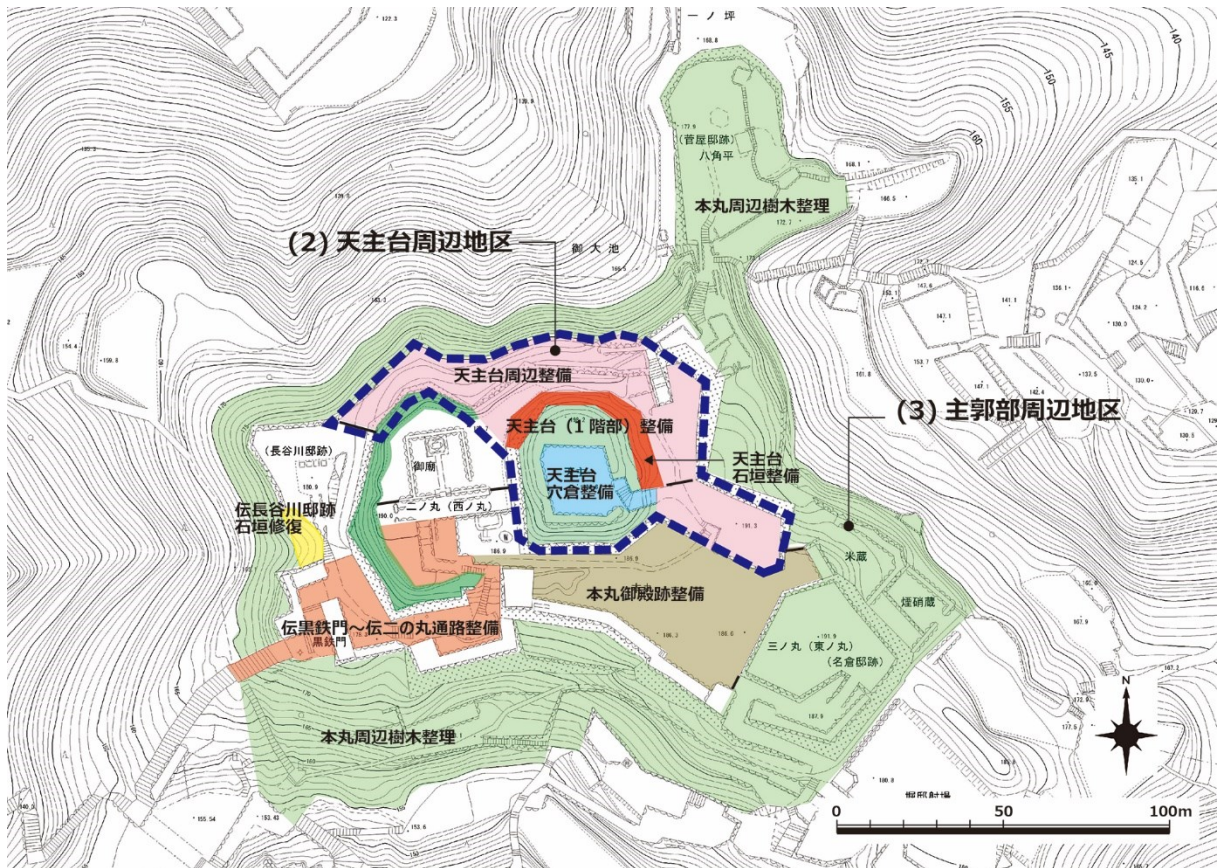


図 8-11 天主台・主郭部地区整備計画案

(4) 旧摠見寺・百々橋道地区：【①主要城内道周辺一帯整備ゾーン】

【整備の目的と位置づけ】

当該地区は、『基本構想』では「①主要城内道周辺一帯整備ゾーン」に含まれており、「旧摠見寺伽藍跡他の修景整備をおこなうとともに将来摠見寺の再建が可能なように跡地周辺を利用した、展望広場等の整備を行う」、「沿道の郭跡の石垣、礎石等の整備を行う」としている。摠見寺跡をわかりやすく表現するとともに、主郭部から摠見寺跡・百々橋口を経て大手口へと至る周遊ルートとして安全に見学できるようルート整備を行うこととなっている。平成の整備では確認調査を実施したのみで手つかずである。現在地表に見えている遺構群は摠見寺が焼失する直前の遺構であることが判っており、信長時代の毘沙門堂や能舞台等の遺構は地下に埋蔵されていると思われる。

【整備の必要性】

現在伝徳川家康邸跡にある摠見寺本堂は、安政年間に旧摠見寺本堂が焼失した後に仮本堂として建てられたものである。焼失後に着任した歴代の住職は、旧摠見寺の復興を本願としており、現在も所有者事業として本堂再建計画が鋭意進められている。本堂再建にあたっては、遺構保全を前提とした工事計画を立案する必要があり、本整備計画の中でも摠見寺の事業に合わせ、特別史跡安土城跡の構成物件である摠見寺跡全体と地下遺構の保護を含めた整備を図る必要がある。

摠見寺庫裏跡南面では石垣の緩みが見られ、万が一この石垣が崩壊した場合は、その下にある摠見寺二王門及び門内の木造金剛二力士立像（いずれも重要文化財）の被害は避けられないこと、見学ルートに面しており見学者の安全を確保するため、緊急に対応措置をとる必要に迫られている。

また、摠見寺跡には三重塔や二王門（いずれも重要文化財）が現存しているが、この一帯では樹木が繁茂しており、指定物件や遺構に影響を与え景観を阻害しているため、樹木整理等修景整備を行う必要がある。

百々橋道石段（昭和3年設置の園路）については、所々石段が緩んでおり、見学者の安全確保のための園路整備を検討する必要がある。さらに、百々橋口から大手口にいたる間は山腹道を利用しているが、整備されておらず危険な個所がある。見学者の安全確保のための園路整備を検討する必要がある。

【本計画での具体的な取り組み】

- ・所有者による本堂復元計画に合わせて石垣、遺構面、礎石等の遺構保護策を講じた整備を行うとともに、周辺樹木を整理して摠見寺跡全体の環境整備を行う。
- ・摠見寺跡の崩壊寸前の石垣の防護措置（ネット敷設）を実施し、石垣の崩壊・転落を防ぎ保護を行う。
- ・百々橋道の園路整備を行う。
- ・山腹道の園路整備を行う。



図 8-12 惣見寺跡現況



図 8-13 惣見寺跡現況



図 8-14 百々橋道現況(伝信忠邸跡～惣見寺跡)



図 8-15 百々橋道現況(二王門下)

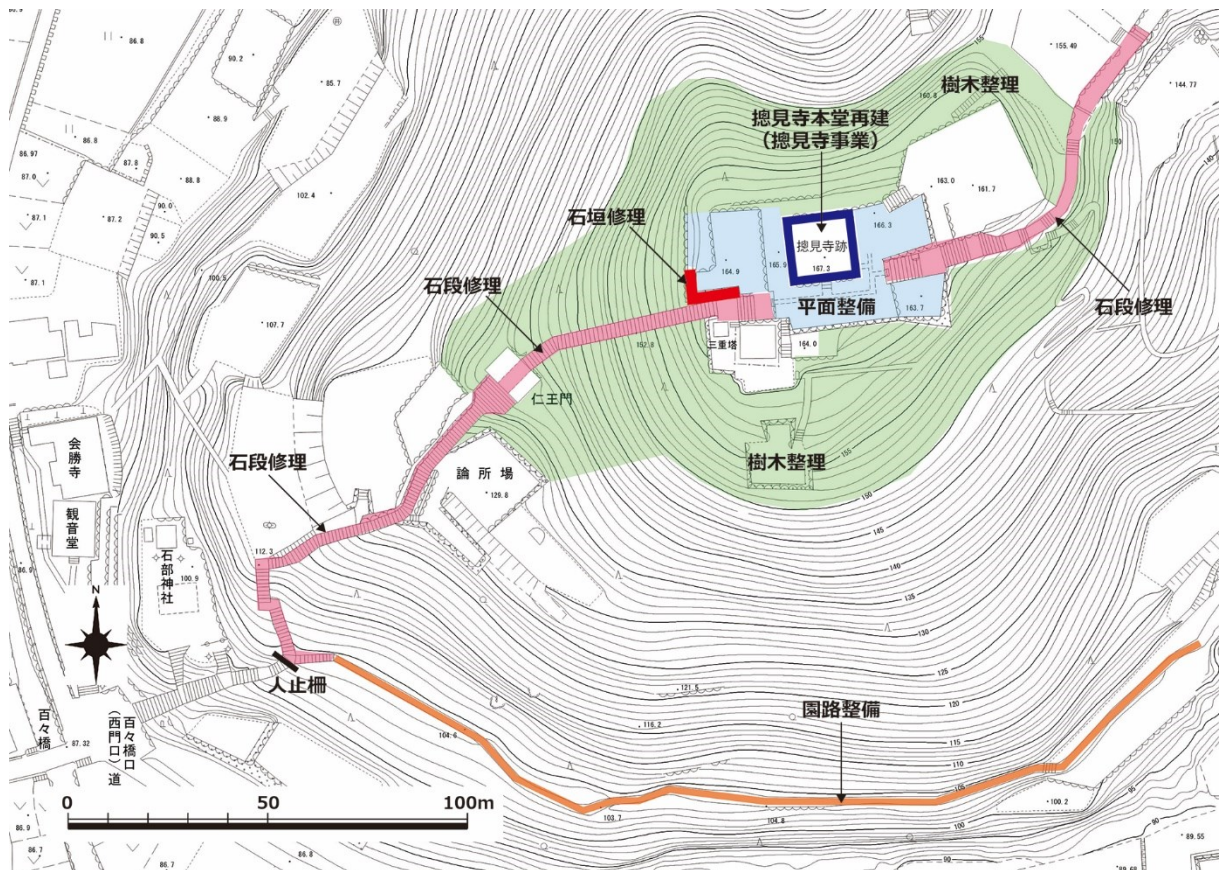


図 8-16 旧惣見寺・百々橋道地区整備計画案

(5) 南面内堀・外堀地区：【⑤南部平坦地整備ゾーン】

【整備の目的と位置づけ】

当該地区は、『基本構想』では「⑤南部平坦地整備ゾーン」に含まれ、「南側山麓部と一体となって、湖水に囲まれていた城郭にふさわしい景観を持つメインエントランスとして位置づけ」ており、「安土山の前面にあたり、安土川や堀跡、伝大手門に至る道等の整備を行い、湖水に囲まれていた城郭の景観を創出する」、また、「駐車場、広場、休憩舎、ガイダンス施設、収蔵庫、管理棟等来訪者のための利便施設を、景観を損なわないように適切に配置する」としている。

【整備の必要性】

基本構想を受け、大手道石段の始まりから大手門推定地の石塁までは県が平成 16 年～19 年にかけて公有化を実施し、整備を完了している。内堀地区については、旧安土町が『県道大津能登川長浜線バイパス周辺整備に伴う史跡整備(案)』「歴史景観の魅力を増して、まちの誇りとひとつくり 安土城址 お濠公園一夢のまた夢一」(H11.6)として整備計画を立案し、その中で南部平坦地整備ゾーン(内堀修景整備エリア)として「内堀遺構を発掘し、かつての水面に浮かぶ城郭の姿をイメージさせる修景整備」を行うとして、街道沿いの松並木の復元などを挙げていた。この計画案に基づき公有化を進めようとしていたが、その後は進められていない。

県では、さらにそれを受け、県道 2 号バイパス工事に伴う国との協議で求められていた史跡の前面景観の将来的方向性として、安土町と共に「特別史跡安土城跡環境整備基本計画」(H12.3)を作成した。この計画についてもバイパス計画の一時中断により進展していないことは、現状と課題のところでも述べたとおりである。平成 22 年の近江八幡市と安土町の合併以後は、近江八幡市が「安土城下町地区都市再整備計画」(H26.3)「近江八幡市安土城下町再生構想-安土ルネサンス-平安楽土計画-」(H26.3)案を策定して外堀周辺の整備計画を立案していたが、現時点でいずれも実現に至っていない。

内堀地区の発掘調査では、大手門推定地の前に広がる広場や、現在より大きな内堀を発見しており、大手門推定地から下街道までの間は安土城の表玄関を形成する部分として重要な区域となっている。また記録から、安土城は織田信長が正親町天皇の行幸を仰ぐために築城したとする見方があるが、その安土城の表玄関の構造を当時の姿に戻すことで、安土城の価値をより高めることができる。以上のことから、当初計画の完遂のため、改めて本計画においても整備対象とする必要がある。

また、史跡地内を通る県道 2 号大津能登川長浜線のバイパス道路工事により安土城跡の前面景観が大きく変わることを踏まえ、本計画においてはその進捗に合わせて実施計画を立案する必要がある。

現在内堀までとなっている史跡指定地を、今後保存されるべき範囲として設定している外堀(五反田川)まで拡張し、史跡の本質的価値をより強固なものにした上で、この範囲を整備する必要がある。また、内堀地区整備計画を進めていく中で、駐車場やガイダンス施設をはじめとする便益施設の再整備を行う必要がある。

【本計画での具体的な取り組み】

- ・外堀、藤兵衛浜までの追加指定(近江八幡市担当)を進める。
- ・指定地内の公有化を進めながら、県道 2 号のバイパス計画の進捗に合わせて県・市で整備実施計画を立案し、役割分担を明確にして実施する。
- ・内堀地区の大手門推定地前は当時の景観を復元する。内堀周辺、街道周辺、外堀周辺は、調査を実施した上で修景を行う。
- ・駐車場、ガイダンス施設等は内堀地区の整備に合わせて見直しを検討する。

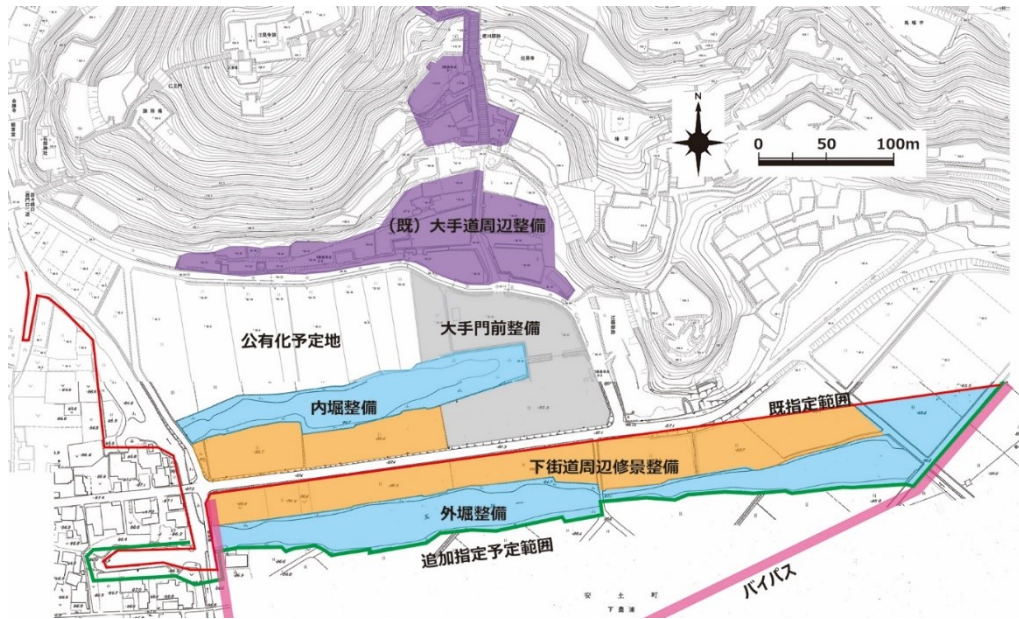


図 8-17 南面内堀・外堀地区整備計画案



※旧安土町同意の下、県が作成

図 8-18 平成 12 年の計画(参考)

(6) 搦手道地区：【①主要城内周辺整備ゾーン・②関連施設整備ゾーン】

【整備の目的と位置づけ】

当該地区は、『基本構想』では、「①主要城内道周辺一帯整備ゾーン」および「②関連施設整備ゾーン」に位置づけられており、城内の周遊性を鑑みて「搦手道及び周辺等の発掘調査を進め、城内道の法線、遺構の状況等の実態を解明」（平成8年度～平成10年度調査で実施済）し、「搦手道を整備して城郭内を巡る動線を確保する」としている。

【整備の必要性】

平成の整備計画では整備の実施を検討し、活用を前提に県と市によって麓の一部民地の公有地化を図ったが、事業縮小により整備を断念し、その後公有地化も進捗していない。計画当初は、史跡見学ルートに周遊性を持たせ、東近江市側の玄関口をつくることを前提としていた。史跡の公開活用という観点から、将来的には公開活用を検討していくことが求められる。しかしながら、入山者の管理の難しさや私有地の取り扱いなどの課題があり、実施にあたっては、実質的に入山者の管理にあたっている土地所有者の協力を得てその意志を整理していく必要がある。また、東近江市管内であるため、今後事業の現実的な方向性を確立していくためにも、東近江市の主体的な参画が必要となる。これらの課題の解決にあたっては、時間を要するものと考えられるため、本事業計画としては長期的な展望に立って計画を進めていく必要がある。

【本計画での具体的な取り組み】

- ・発掘調査結果を基に搦手道のルートを決定し、遺構の整備(井戸郭・蔵屋敷群等)、園路整備、料金所の設置(入口ゲートの設置)、公有地の整備(広場整備、看板設置、便益施設設置等)などを実施する。
- ・実施にあたっては土地所有者、県、東近江市の三者で進める必要があるため、長期的な展望に立って実施に向けた計画を策定する。
- ・整備が実施されるまでの間の、本計画期間中は、公開ルートと調査整備にともなう作業と競合させないために、搦手道ルートを作業用ルートと設定し、麓での作業小屋、荷物運搬用のモノレールの設置、作業用路の設置などの架設物の設置とヤードとして利用する。



図 8-19 搦手口現況



図 8-20 搦手道現況(写真中央部)



図 8-21 搦手道山腹部(確認調査時)



図 8-22 井戸郭周辺(確認調査時)

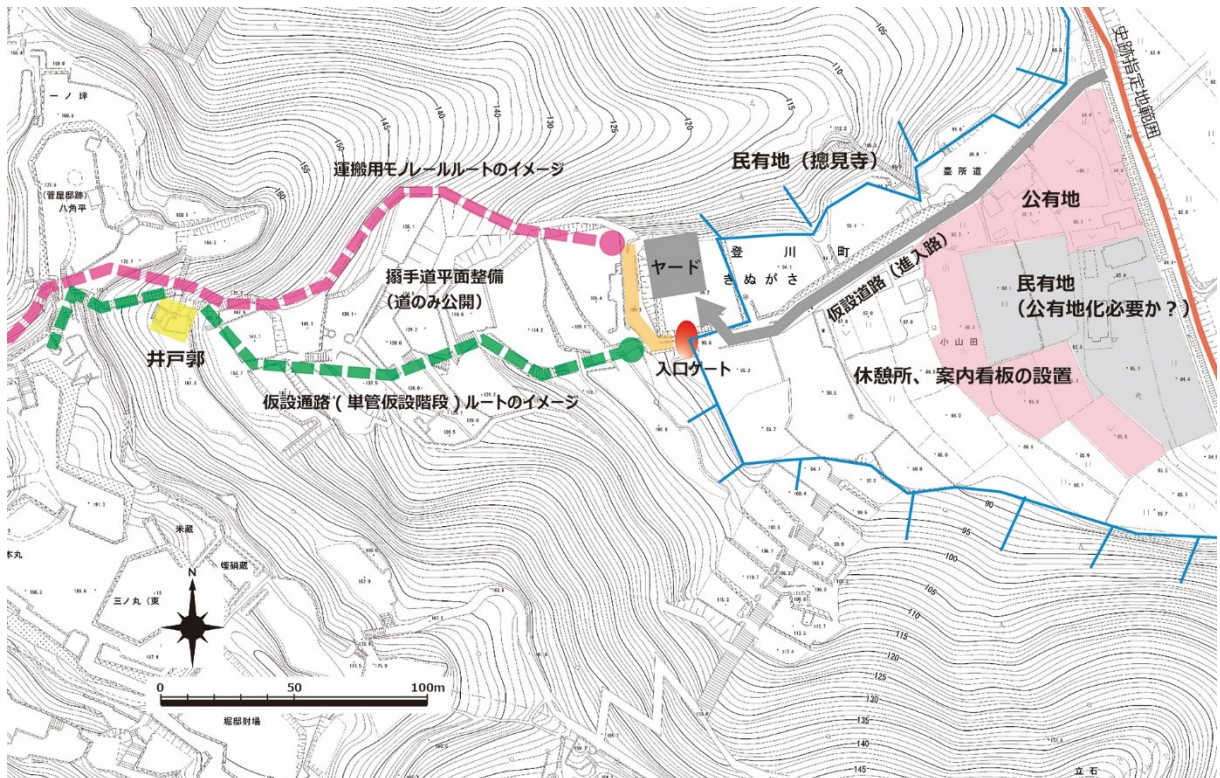


図 8-23 搦手地区整備計画案

8-2 事業計画と期間

令和5年度から着手する整備事業は大規模なもので、多額の費用と時間と労力(調査体制)を要する。一義的な史跡の保存に対する処置としての整備だけでも、地形や石垣の保全、植生の管理、雨水排水の処理や防災対策等、一朝一夕に完了するものではない。また、公開活用に資するために必要な整備についても、調査、調査の公開、調査結果に基づく研究とその反映、それらを基にしたゾーンごと部位ごとの計画の策定、設計などを順次進める必要があり、一度に多くの計画を同時進行させることは難しい。したがって、事業計画策定にあたっては優先順位を設け、短期(5年)・中期(10年)・長期(20年)に区分して実施していくこととする。ただし、緊急性のあるもの、緊急性が生じたものについては、途中で事業計画を見直すなど、当初設定する計画の全体を完遂することを前提としながら臨機応変に対処していく。

また、史跡の将来への継承として検討しなければならないような社会情勢の変化等が生じた場合も本計画を適宜見直すこととする。

短期・中期・長期ごとの計画目標と成果については、以下のとおりである。

(1) 短期計画：令和5年度(2023)～令和9年度(2027)

【発掘調査関係】

- ①天主台周辺地区(天主台穴蔵周辺)について整備に向けた発掘調査を実施する。
- ②調査整備、公開に当たり必要となる仮設道や運搬用モノレール、見学ステージなどの架設物を設置する。

【石垣修理関係】

- ①旧惣見寺・百々橋道地区の惣見寺跡石垣の防護措置を実施する。
- ②石垣調査の計画準備を進める。

【整備計画立案・実施等】

- ①天主台周辺地区(天主台穴蔵周辺)の整備計画を策定する。
- ②大手道周辺地区について現況把握と課題整理を行い、再整備計画策定の準備を行う。
- ③主郭部周辺地区について植生調査を実施し、植生計画を策定・実施する。
- ④南面内堀・外堀地区について、追加指定・計画策定に向けて関係機関等との協議を進める。
- ⑤搦手道地区について、計画策定に向けて関係機関等との協議を進める。

【活用のための計画】

- ①デジタルによる見える化として見学案内用のVR・ARアプリを作成する。また、ルート案内看板等の整備を行う。
- ②旧惣見寺・百々橋地区の山腹道園路の整備を行う。

【過去の資料の整理】

- ①過去の資料調査の整理を進め、報告書の刊行を行う。

- ②調査資料のデジタル化を図る。
- ③非公開地区の確認調査計画を策定し実施する。

《公開活用に向けた計画の到達》

- 発掘調査成果の公開
- 整備実施内容の公開
- デジタルによる見える化アプリの共用開始
- 過去のデータの公開

(2) 中期計画：令和10年度(2028)～令和14年度(2032)

【発掘調査関係】

- ①主郭部周辺地区について発掘調査を実施する。
- ②旧摠見寺・百々橋道地区について、環境整備に向けて発掘調査を実施する。
- ③非公開地区の確認調査を実施する。

【石垣修理関係】

- ①石垣調査の実施および解体修理石垣を決定する。

【整備計画立案・実施等】

- ①天主台周辺地区（天主台穴蔵周辺）の整備工事を実施する。
- ②天主台周辺の植生調査を実施し、樹木整理計画を策定・実施する。
- ③主郭部周辺地区について整備計画を策定・実施する。
- ④大手道周辺地区について再整備計画を策定する。
- ⑤南面内堀・外堀地区について追加指定・公有化を実施するとともに、整備計画を策定する。（近江八幡市と協働）
- ⑥搦手道地区について公有化を実施するとともに、整備計画を策定する。（東近江市と協働）

【過去の資料の整理】

- ①過去の資料調査の整理を進め、報告書の刊行を行う。
- ②調査資料のデジタル化を図る。
- ③非公開地区の確認調査計画を実施。

《公開活用に向けた計画の到達》

- 発掘調査成果の公開
- 天主台周辺地区の公開
- ゾーンごと整備計画の公開
- 過去のデータの公開

(3) 長期計画：令和15年度(2033)～令和24年度(2042)

【発掘調査関係】

- ①天主台周辺地区の発掘調査
- ②非公開地区の確認調査の実施。

【石垣修理関係】

- ①石垣調査と修理の実施

【整備計画立案・実施等】

- ①大手道周辺地区の再整備工事を実施する。
- ②天主台周辺地区（天主台石垣裾）の整備計画を策定・実施する。
- ③旧摠見寺・百々橋道地区の植生調査を実施し、樹木整理計画を策定・実施する。
- ④旧摠見寺・百々橋道地区について、整備計画を策定し実施する。
- ⑤南面内堀・外堀地区について整備工事を実施する。（近江八幡市と協働）
- ⑥搦手道地区について整備工事を実施する。（東近江市と協働）

【過去の資料の整理】

- ①過去の資料調査の整理を進め、報告書の刊行を行う。
- ②調査資料のデジタル化を図る。
- ③非公開地区の確認調査計画を実施する。

《公開活用に向けた計画の到達》

- 摠見寺跡、南面内堀・外堀地区、搦手地区の公開
- 過去のデータの公開

表 8-1 特別史跡安土城跡整備基本計画 全体事業計画

	第一期（短期計画）					第二期（中期計画）					第三期・第四期（長期計画）											
	令和5年度 2023	令和6年度 2024	令和7年度 2025	令和8年度 2026	令和9年度 2027	令和10年度 2028	令和11年度 2029	令和12年度 2030	令和13年度 2031	令和14年度 2032	令和15年度 2033	令和16年度 2034	令和17年度 2035	令和18年度 2036	令和19年度 2037	令和20年度 2038	令和21年度 2039	令和22年度 2040	令和23年度 2041	令和24年度 2042		
整備事業	(1)大手道周辺地区 【①主要城内道周辺一帯整備ゾーン】	維持管理・現況把握・課題検討・各種調査					再整備計画策定					再整備工事										
	(2)天主台周辺地区 【③主郭一帯整備ゾーン】	発掘調査① I区	発掘調査② I区	発掘調査③ II区	発掘調査④ III区	実施計画 策定 天主 台穴蔵周辺 整備	整備工事 I 植生調査		(報告書) 計画策定	樹木整理	発掘調査⑤ VI区					発掘調査⑥ VI区	発掘調査⑦ IV区	発掘調査⑧ V区	実施計画 策定 天主 台石垣裾平 面整備	整備工事 II (報告書)		
	(3)主郭部周辺地区 【③主郭一帯整備ゾーン】						伝本丸等発 掘調査①	伝本丸等発 掘調査②	計画策定	伝本丸等 整備工事	(報告書)											
		植生調査		計画策定	主郭南面樹 木整理①	主郭南面樹 木整理②	主郭南面樹 木整理③															
	(4)旧惣見寺・百々橋道地区 【①主要城内道周辺一帯整備ゾーン】	惣見寺跡 石垣防護 措置	計画策定	山腹道園路整備							惣見寺跡 発掘調査①	惣見寺跡 発掘調査②	惣見寺跡 周辺植生 調査	計画策定	惣見寺跡 周辺樹木整 理①	惣見寺跡 周辺樹木整 理②	惣見寺跡 周辺発掘調 査③	惣見寺跡 周辺発掘調 査④	百々橋道発 掘調査	計画策定	惣見寺跡・ 百々橋道整 備工事	百々橋道整 備工事 (報告書)
	(5)南面内堀・外堀地区 【⑤南部平地整備ゾーン】	追加指定・計画協議(国・惣見寺・県・近江八幡市) (県道バイパスの進捗および市行政の方針に合わ せて進捗を考える)					公有化(近江八幡市事業) 計画策定(惣見寺・県・市で検討し役割分担する) (計画実施については検討会議に諮りながら進める)					整備事業										
	(6)搦手道地区 【①主要城内道周辺一帯整備ゾーン・②関 連施設整備ゾーン】	計画協議(国・惣見寺・県・東近江市) (市行政の方針に合わせて進捗を考える)					公有化(東近江市事業) 計画策定(惣見寺・県・市で検討し役割分担する)					整備事業										
仮設工事	単管階段設 置	モノレール 設置①搦手 口～天主跡	モノレール 設置②天主 跡～信忠邸 跡	モノレール 設置③天主 跡～旧惣見 寺跡																		
石垣調査				計画準備	安土山南 面第1地区	安土山南 面第2地区	安土山南 面第3地区	安土山南 面第4地区	安土山南 面第5地区	安土山南 面第6地区	安土山北 面第1地区	安土山北 面第2地区	安土山北 面第3地区	安土山北 面第4地区	安土山北 面第5地区	安土山北 面第6地区	安土山北 面第7地区	安土山北 面第8地区	安土山北 面第9地区			
確認調査	遺構確認調査			調査① 八角平周辺	調査② 七曲道周辺	調査③ 八角平西方	調査④ 伝長谷川邸 西方		調査⑤ 伝堀跡周辺			調査⑥ 馬場平・搦手 口周辺		調査⑦ 椿平周辺		調査⑧ 八角平北方		調査⑨ 東門口周辺				
その他関連事業	動画記録制作事業																					
	動画記録 制作	動画記録 制作	動画記録 制作	動画記録 制作	動画記録 制作	動画記録 制作	動画記録 制作	動画記録 制作	動画記録 制作	動画記録 制作	動画記録 制作	動画記録 制作	動画記録 制作	動画記録 制作	動画記録 制作	動画記録 制作	動画記録 制作	動画記録 制作	動画記録 制作	動画記録 制作		
	昭和の整備事業整理報告			報告書 II	報告書 III					報告書 IV					報告書 V					報告書 VI		
平成の調査・整備資料デジタル化																						
記録VTR	写真資料 デジタル化	写真資料 デジタル化	写真資料 デジタル化 一部公開	写真資料 デジタル化	写真資料 デジタル化	写真資料 デジタル化	写真資料 デジタル化	写真資料 デジタル化 一部公開	写真資料 デジタル化	写真資料 デジタル化	写真資料 デジタル化	写真資料 デジタル化	写真資料 デジタル化 一部公開	写真資料 デジタル化	写真資料 デジタル化	写真資料 デジタル化	写真資料 デジタル化	写真資料 デジタル化	写真資料 デジタル化	デジタルデータ のアーカイブ化		



図 8-24 全体整備イメージパース

※パースは、いずれも、発掘調査、実施計画策定以前の段階、基本整備段階のイメージであり、今後の検討により変更があるものである。

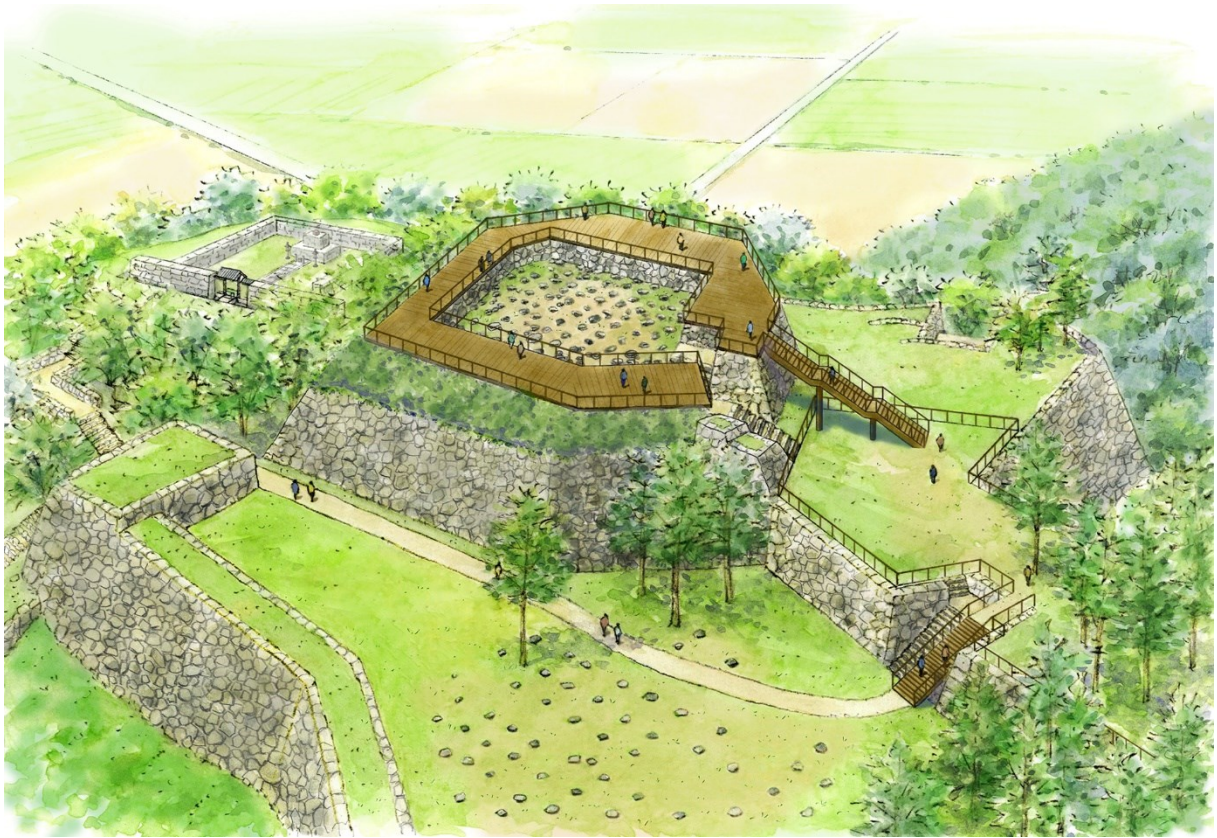


図 8-25 天主台周辺整備イメージパース



図 8-26 内堀、外堀周辺から大手前面整備イメージパース

参考資料

主な参考文献

(図録)

- ・『安土城・1999』 1999 滋賀県立安土城考古博物館
- ・『信長の城・秀吉の城』 2006 滋賀県立安土城考古博物館
- ・『戦国の城・安土城への道』 2009 滋賀県立安土城考古博物館
- ・『信長と安土城 収蔵品で語る戦国の歴史』 2007 滋賀県立安土城考古博物館
- ・『安土 信長の城と城下町』 2019 滋賀県立安土城考古博物館

(保存管理計画)

- ・『特別史跡安土城跡保存管理計画策定報告書』 1978 滋賀県教育委員会
- ・『特別史跡安土城跡保存管理計画書』 2016 滋賀県教育委員会

(発掘調査)

- ・『安土城址』滋賀県史跡調査報告第十一冊 1942 滋賀県
- ・『特別史跡安土城跡修理工事報告書(1)』1965 滋賀県
- ・『特別史跡安土城跡発掘調査報告 1』 伝羽柴秀吉邸跡 1991 滋賀県教育委員会
- ・『特別史跡安土城跡発掘調査報告 2』 大手道および伝羽柴秀吉邸跡・伝前田利家邸跡・伝徳川家康邸跡 1992 滋賀県教育委員会
- ・『特別史跡安土城跡発掘調査報告 3』 大手道および伝前田利家邸跡 1993 滋賀県教育委員会
- ・『特別史跡安土城跡発掘調査報告 4』 大手道および伝武井夕庵邸跡・伝織田信忠邸跡 1994 滋賀県教育委員会
- ・『特別史跡安土城跡発掘調査報告 5』 大手道門推定地及び周辺の調査 1995 滋賀県教育委員会
- ・『特別史跡安土城跡発掘調査報告 6』 旧摠見寺境内地及び周辺地の調査 1996 滋賀県教育委員会
- ・『特別史跡安土城跡発掘調査報告 7』 百々橋口道周辺・主郭南面の調査 1997 滋賀県教育委員会
- ・『特別史跡安土城跡発掘調査報告 8』 搦手道上半部・主郭東面の調査 1998 滋賀県教育委員会
- ・『特別史跡安土城跡発掘調査報告 9』 主郭北面・搦手道の調査 1999 滋賀県教育委員会
- ・『特別史跡安土城跡発掘調査報告 10』 主郭西面及び搦手道湖辺の調査 2000 滋賀県教育委員会
- ・『特別史跡安土城跡発掘調査報告 11』 主郭中心部本丸の調査 2001 滋賀県教育委員会
- ・『特別史跡安土城跡発掘調査報告 12』 主郭中心部天主台・本丸・本丸取付台・伝名坂邸跡の調査 2002 滋賀県教育委員会
- ・『特別史跡安土城跡発掘調査報告 13』 安土山南面山裾部(百々橋口～大手口)の調査 2003 滋賀県教育委員会
- ・『特別史跡安土城跡発掘調査報告 14』 安土山南面山裾部(蓮池周辺)の調査 2005 滋賀県教育委員会
- ・『特別史跡安土城跡発掘調査報告 15』 安土山南面山裾部(大手口前駐車場)の調査 2006 滋賀県教育委員会
- ・『特別史跡安土城跡発掘調査報告 16』 安土山北腰越南面の調査 2007 滋賀県教育委員会
- ・『特別史跡安土城跡発掘調査報告書 I 大手道、百々橋口道、安土山南面の調査』 2008 滋賀県教育委員会
- ・『特別史跡安土城跡発掘調査報告書 II 主郭、搦手道の調査および総括』 2009 滋賀県教育委員会

(石垣調査)

- ・『特別史跡安土城跡石垣調査報告 1 平成 6～11 年度の調査』 2001 滋賀県教育委員会

(環境整備)

- ・『特別史跡安土城跡環境整備事業概要報告書 I』 大手道・伝羽柴秀吉邸櫓門跡 1994 滋賀県教育委員会
- ・『特別史跡安土城跡環境整備事業概要報告書 II』 大手道・伝羽柴秀吉邸跡 1995 滋賀県教育委員会
- ・『特別史跡安土城跡環境整備事業概要報告書 III』 大手道・伝羽柴秀吉邸跡 1996 滋賀県教育委員会
- ・『特別史跡安土城跡環境整備事業概要報告書 IV』 大手道 1997 滋賀県教育委員会
- ・『特別史跡安土城跡環境整備事業概要報告書 V』 大手道・伝羽柴秀吉邸跡 1998 滋賀県教育委員会
- ・『特別史跡安土城跡環境整備事業概要報告書 VI』 大手道七曲り部 1999 滋賀県教育委員会

- ・『特別史跡安土城跡環境整備事業概要報告書Ⅶ』 大手道・伝徳川家康邸跡 2000 滋賀県教育委員会
- ・『特別史跡安土城跡環境整備事業概要報告書Ⅷ』 伝前田利家邸跡 2001 滋賀県教育委員会
- ・『特別史跡安土城跡環境整備事業概要報告書Ⅸ』 伝前田利家邸跡 2002 滋賀県教育委員会
- ・『特別史跡安土城跡環境整備事業概要報告書Ⅹ』 大手口周辺西側中央部 2003 滋賀県教育委員会
- ・『特別史跡安土城跡環境整備事業概要報告書Ⅺ』 大手口周辺東部 2004 滋賀県教育委員会
- ・『特別史跡安土城跡環境整備事業概要報告書Ⅻ』 大手口周辺西側上部・下部 2005 滋賀県教育委員会
- ・『特別史跡安土城跡環境整備事業概要報告書ⅩⅢ』 大手口周辺東側 2006 滋賀県教育委員会
- ・『特別史跡安土城跡環境整備事業概要報告書ⅩⅣ』 大手口周辺西側 2007 滋賀県教育委員会
- ・『特別史跡安土城跡環境整備事業概要報告書ⅩⅤ』 大手口周辺東西石塁南側 2008 滋賀県教育委員会
- ・『特別史跡安土城跡環境整備事業概要報告書ⅩⅥ』 百々橋一大手口南面山裾部の工事 2009 滋賀県教育委員会

(文献調査)

- ・『安土城・織田信長関連文書調査報告 1 摠見寺文書目録』 1992 滋賀県教育委員会
- ・『安土城・織田信長関連文書調査報告 2 橋本左右神社文書目録』 1993 滋賀県教育委員会
- ・『安土城・織田信長関連文書調査報告 3 東家文書目録』 1994 滋賀県教育委員会
- ・『安土城・織田信長関連文書調査報告 4 摠見寺文書目録Ⅱ・浄厳院文書目録』 1995 滋賀県教育委員会
- ・『安土城・織田信長関連文書調査報告 5 東南寺文書目録』 1996 滋賀県教育委員会
- ・『安土城・織田信長関連文書調査報告 6 安楽寺文書目録・超光寺文書目録』 1997 滋賀県教育委員会
- ・『安土城・織田信長関連文書調査報告 7 大野家文書目録』 1998 滋賀県教育委員会
- ・『安土城・織田信長関連文書調査報告 8 上豊浦区有文書目録』 1999 滋賀県教育委員会
- ・『安土城・織田信長関連文書調査報告 9 村田家文書目録』 2000 滋賀県教育委員会
- ・『安土城・織田信長関連文書調査報告 10 西性寺文書目録』 2001 滋賀県教育委員会
- ・『安土城・織田信長関連文書調査報告 11 山本家文書目録』 2001 滋賀県教育委員会
- ・『安土城・織田信長関連文書調査報告 12 沙沙貴神社文書目録』 2002 滋賀県教育委員会
- ・『安土城・織田信長関連文書調査報告 13 活津彦根神社文書目録・新宮神社文書目録・石部神社文書目録』 2003 滋賀県教育委員会
- ・『安土城・織田信長関連文書調査報告 14 岩倉共有文書目録』 2004 滋賀県教育委員会
- ・『安土城・織田信長関連文書調査報告 15 観音正寺文書目録・教林坊文書目録(付 光善寺文書目録)』 2005 滋賀県教育委員会
- ・『安土城・織田信長関連文書調査報告 16 常楽寺区有文書目録』 2006 滋賀県教育委員会
- ・『安土城・織田信長関連文書調査報告 17 石寺区有文書目録・光善寺文書目録』 2007 滋賀県教育委員会
- ・『安土城・織田信長関連文書調査報告 18 栄順寺文書目録・木瀬家文書目録』 2008 滋賀県教育委員会

(その他)

- ・『特別史跡安土城跡 発掘調査の5年』 1995 滋賀県安土城郭調査研究所
- ・『特別史跡安土城跡発掘調査の10年 安土城1989～1998』 2001 滋賀県安土城郭調査研究所
- ・『滋賀県中近世城郭関係資料集 1 安土城資料集1』 2003 滋賀県安土城郭調査研究所
- ・『滋賀県中近世城郭関係資料集 2 安土城資料集2』 2009 滋賀県教育委員会
- ・リーフレット『特別史跡安土城跡』 1992 滋賀県教育委員会
- ・リーフレット『特別史跡安土城跡』 1997 滋賀県安土城郭調査研究所
- ・リーフレット『特別史跡安土城跡』 2001 滋賀県安土城郭調査研究所
- ・リーフレット『特別史跡安土城跡』 2010 滋賀県教育委員会
- ・滋賀県安土城郭調査研究所『発掘調査15年の軌跡 図説・安土城を掘る』 2004 サンライズ出版
- ・滋賀県教育委員会『安土 信長の城と城下町 発掘調査20年の記録』 2009 サンライズ出版

特別史跡安土城跡整備基本計画

令和5年3月31日発行

編集・発行：滋賀県文化スポーツ部文化財保護課

〒520-8577

滋賀県大津市京町四丁目1番1号

TEL 077-528-4678

FAX 077-528-4956

Mail castle@pref.shiga.lg.jp

